

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、
秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年9月1日
国土交通省東北運輸局

あなたと社会の未来が変わる！

～安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車の使用者が責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、東北運輸局では、関係団体等と協力し、9月・10月の2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動」強化月間として、点検・整備の必要性や重要性を啓発していきます。

点検・整備の必要性の啓発活動

自動車の使用者には、自動車の不具合による事故防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられています。しかし、使用者に十分理解されているとは言えず、定期点検の実施状況は、乗用車で6割程度に留まっています。

東北運輸局では自動車の点検・整備の必要性を自動車の使用者に伝えるため、自動車点検フェスティバル等の自動車整備関連イベント※1を開催します。

(※1別紙：東北運輸局管内におけるイベント実施計画)



街頭点検の実施

東北管内では大型自動車等の車輪脱落事故が増加傾向であることから、冬用タイヤへの交換が始まる時期を前にして大型車両のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」を実施し、ドライバー等へ対して、車輪脱落事故防止の点検・整備を呼びかけます。



ホイールナットの点検風景



自動車の点検・整備のことが
詳しくわかります
www.tenken-seibi.com/



クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html



【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 杉本、阿部
TEL 022-791-7534

東北運輸局管内におけるイベント実施計画

県別	月 日 時 間	実 施 場 所	イベント名	イベントの主な予定
青森	9月3日(日) 10:00～14:30	青森運輸支局構内 所在地：青森県青森市浜田豊田139-13	「自動車点検ふれあい フェスティバル2023」	・マイカー点検教室 ・マイカー無料点検サービス ・こども整備士体験 ・クルマ相談コーナー ・白バイ隊員との記念撮影 ・J A F子ども免許証 ・タイヤ交換レース
岩手	9月16日(土) ～ 9月17日(日) 9:30～16:00	岩手産業文化センター アピオ 所在地：岩手県滝沢市砂込389-20	「自動車整備フェスタ2023」 ※岩手放送主催への出展	・マイカー点検教室 ・マイカー相談 ・衝突試験車両の映像上映 ・運転適性診断体験 ・子供免許証、キーホルダー作成等
宮城	9月23日(土) 10:00～14:30	勾当台公園市民広場 所在地：宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7	「宮城バスまつり」 ※宮城県バス協会主催への出展	・アンケート調査 ・チラシ配布 ・ポスター掲示 ・マイカー相談等
秋田	9月2日(土) 10:30～14:30	道の駅「うご」～端縫いの郷～ 所在地：秋田県雄勝郡羽後町西馬音内中野200	「マイカー点検フェア」 ※秋田県自動車整備振興会主催	・マイカー点検教室 ・無料日常点検 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示 ・トルクレンチ体験
	10月28日(土) ～ 10月29日(日)	秋田ふるさと村 所在地：秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46	「あきたNEXTモーターフェス2023」 ※あきたNEXTモーターショー 実行委員会主催	・マイカー点検教室 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示
山形	10月14日(土) ～ 10月15日(日)	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 所在地：山形県山形市平久保100番地	(予定) 「マイカー点検フェスティバル2023」 ※「やまがた環境展」への出展	(予定) ・マイカー相談 ・マイカー無料点検 ・劣化部品展示 ・スタンプラリー ・ペーパークラフト作成 ・こども免許証発行等
福島	9月30日(土) ～ 10月1日(日) 10:00～16:00	ビッグバレット郡山 所在地：福島県郡山市南2丁目52	「くるまの点検フェア」 ※福島放送局主催「KFBまつり」への出展	・子供免許証交付 ・キッズメカニック体験 ・カットエンジン展示 ・自動車部品展示

※実施日や時間・会場等は予告なく変更となる場合があります。

令和5年9月29日
東北運輸局

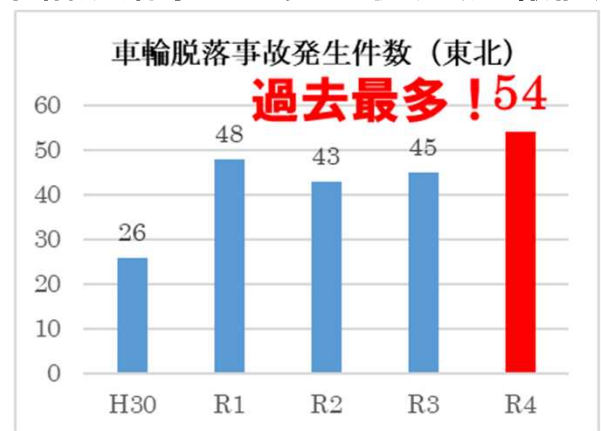
大型車の車輪脱落事故が過去最多！

東北地域の令和4年度に発生した大型車の車輪脱落事故発生件数は、過去最多を記録し、全運輸局別発生件数もワースト1の状況となっています。この状況を踏まえ、東北運輸局では10月から2月末までの5か月間を「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」として、各種取り組みを実施します。

1. 東北運輸局管内の令和4年度大型車※1の車輪脱落事故の発生状況(速報値) (詳細は「別紙1」参照)

- ✓ 事故発生件数は54件(前年度比9件増)。
- ✓ 54件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが27件。
- ✓ 全体の約99%は大型貨物自動車によるもの。
- ✓ 車輪脱落箇所は左後輪に集中している。

※1 大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

車輪脱落箇所が左後輪に集中し、多くは車輪脱着作業後1か月以内に脱落している特徴を踏まえ、各種取り組みを実施します。

【主な取り組み】

- ✓ 大型トラックの運転者を対象とした、「休憩後」「食事後」「荷扱い後」等、運転席に乗り込む前に左後輪の状況をチェックする、「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施。
- ✓ 車輪脱落事故防止のポスター、チラシ※2、事故防止啓発映像等を用いて、事故防止対策の周知徹底。
- ✓ 大型車のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」の実施。

【実施期間】

令和5年10月1日～令和6年2月29日

※2 チラシは別紙2参照



(令和4年度の街頭点検の様子)

＜問い合わせ先＞



なくそう！車輪脱落

東北運輸局自動車技術安全部

整備・保安課

杉本、阿部

保安・環境調整官

原子、安部

TEL:022-791-7534

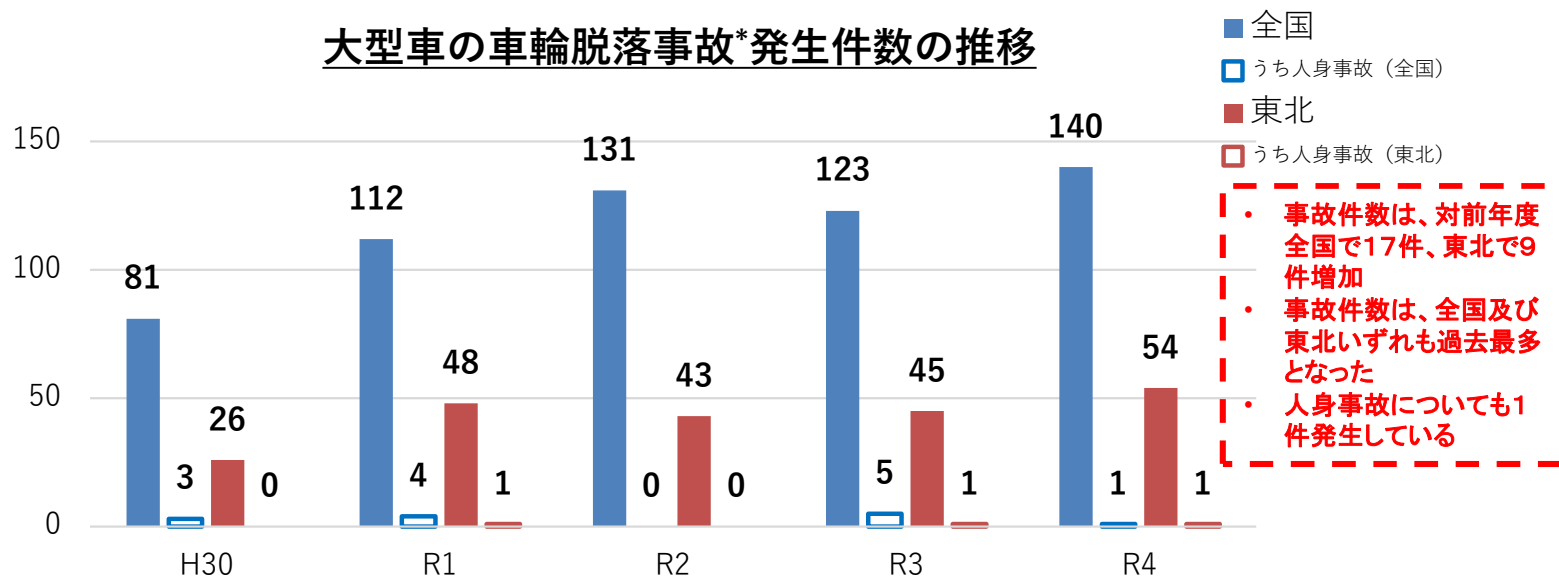
大型車の車輪脱落事故防止について

令和 5 年 9 月
東北運輸局自動車技術安全部

- ① 令和4年度東北管内車輪脱落
事故発生状況（速報値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場の
監査時による実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・
保守管理作業解説動画

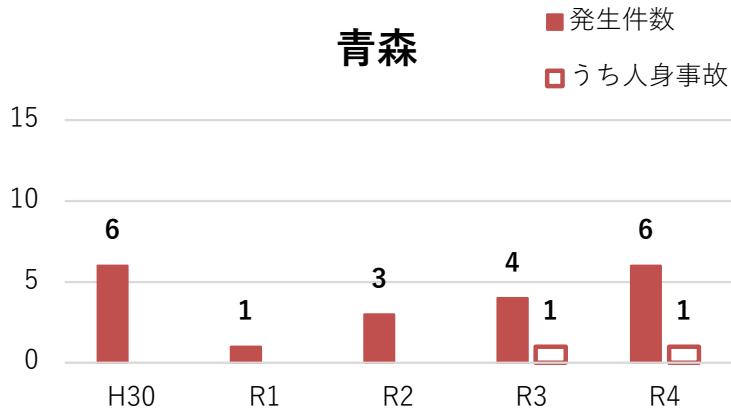
①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移

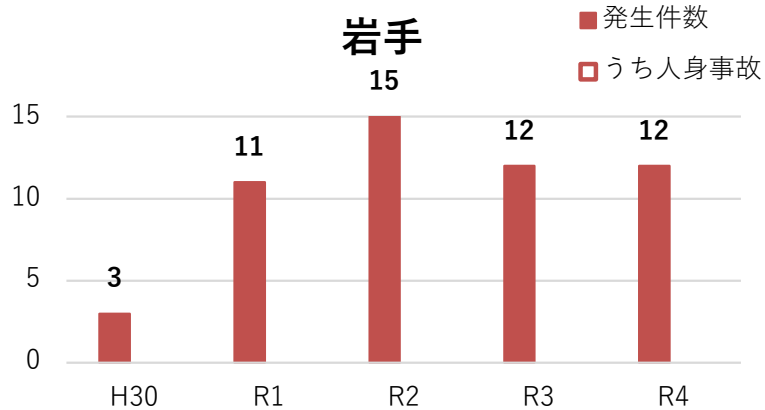


※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

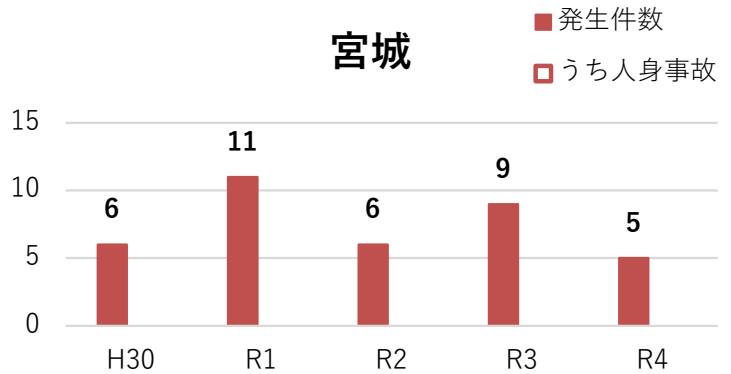
青森



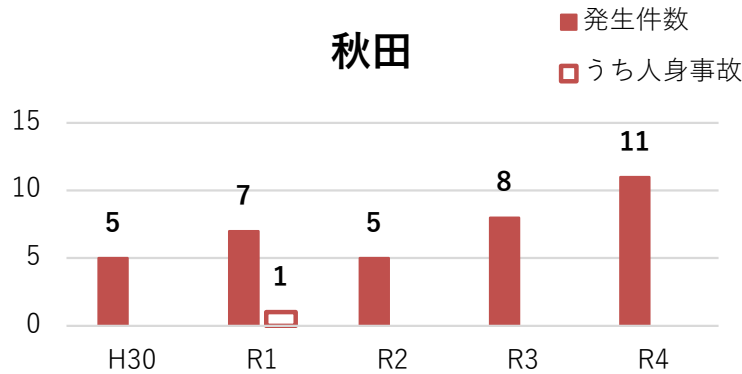
岩手



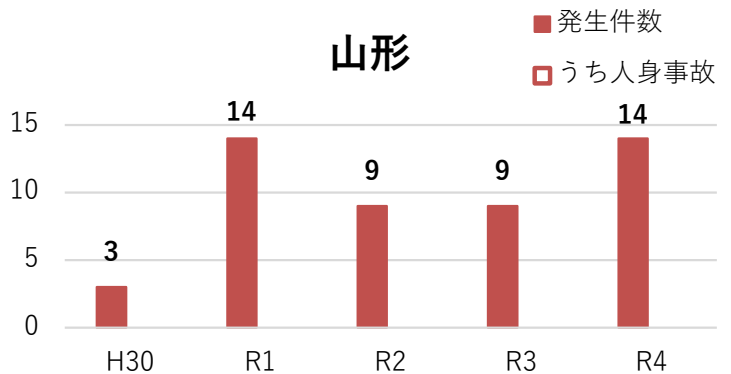
宮城



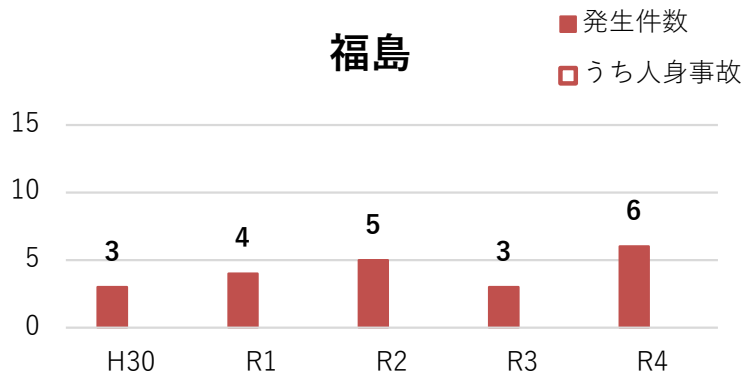
秋田



山形



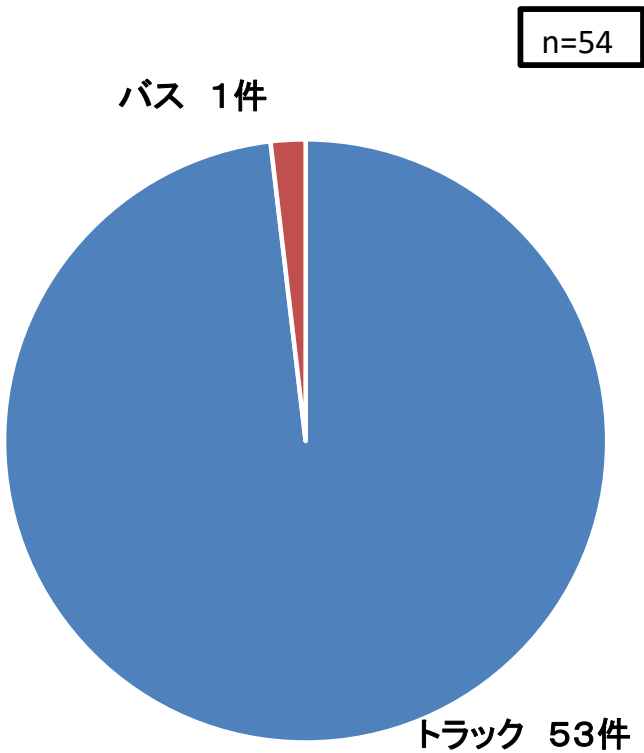
福島



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

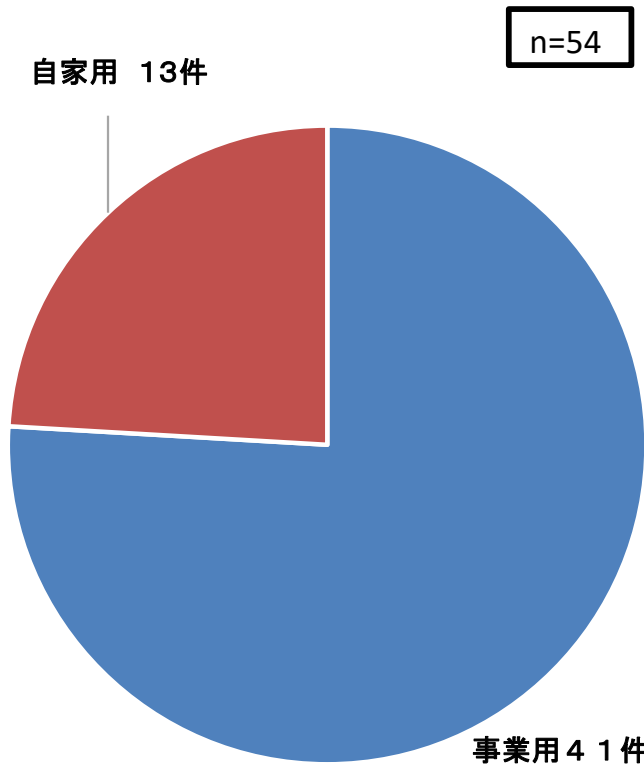
①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別（大型バス・大型トラック）



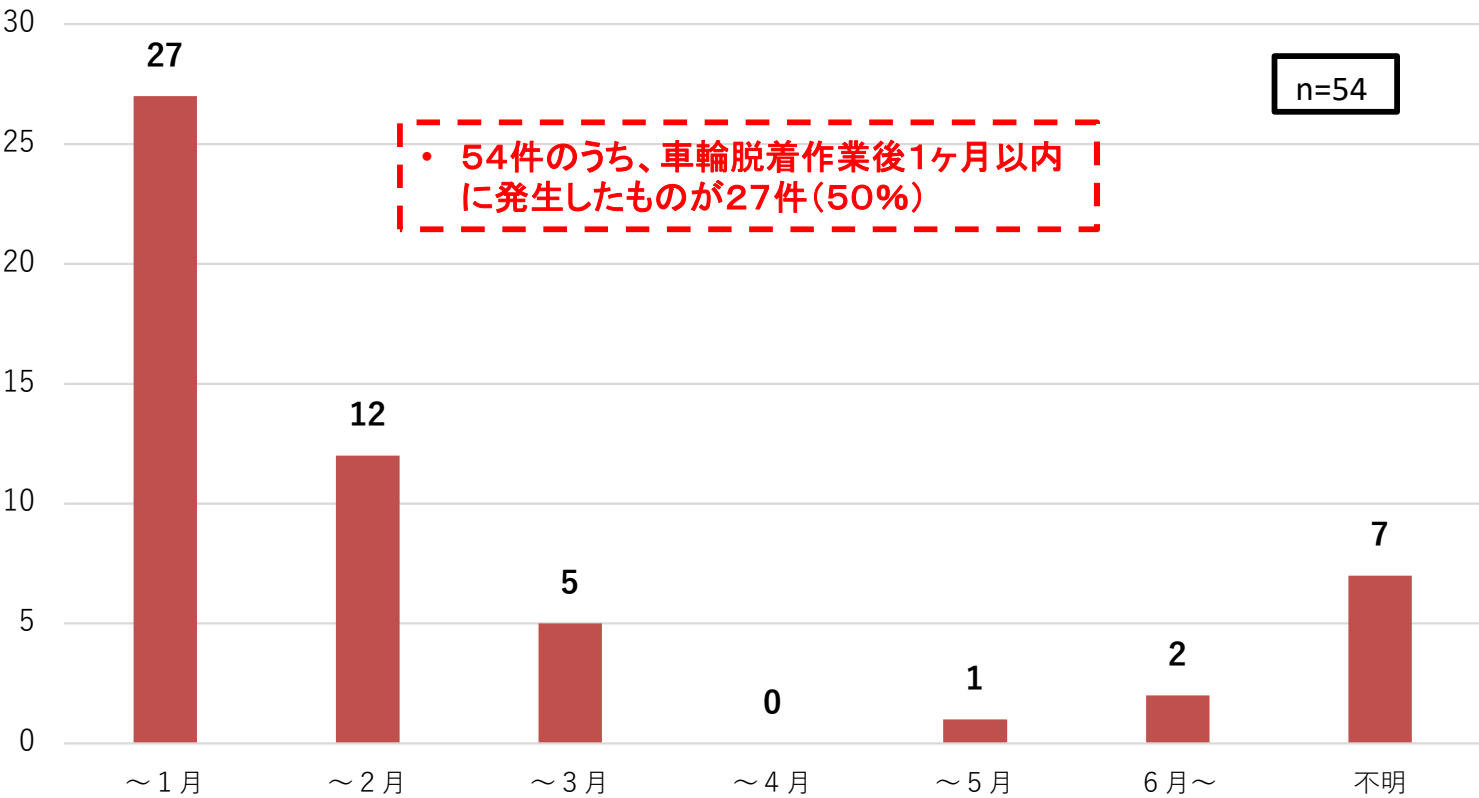
・ バスでも1件発生しているが、
ほぼトラックが脱落している

事業用・自家用別



・ 前年度から事業用が9件増加

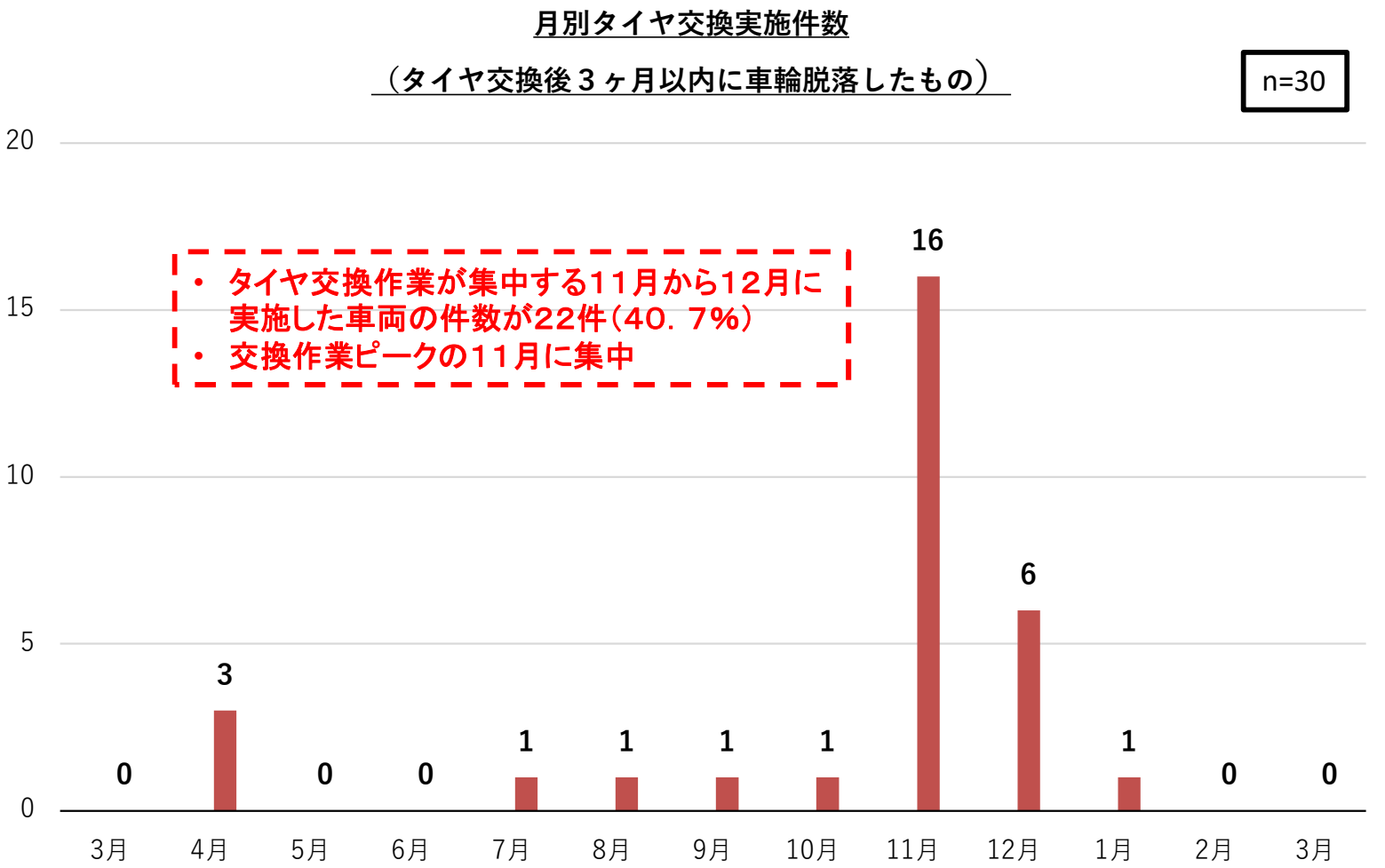
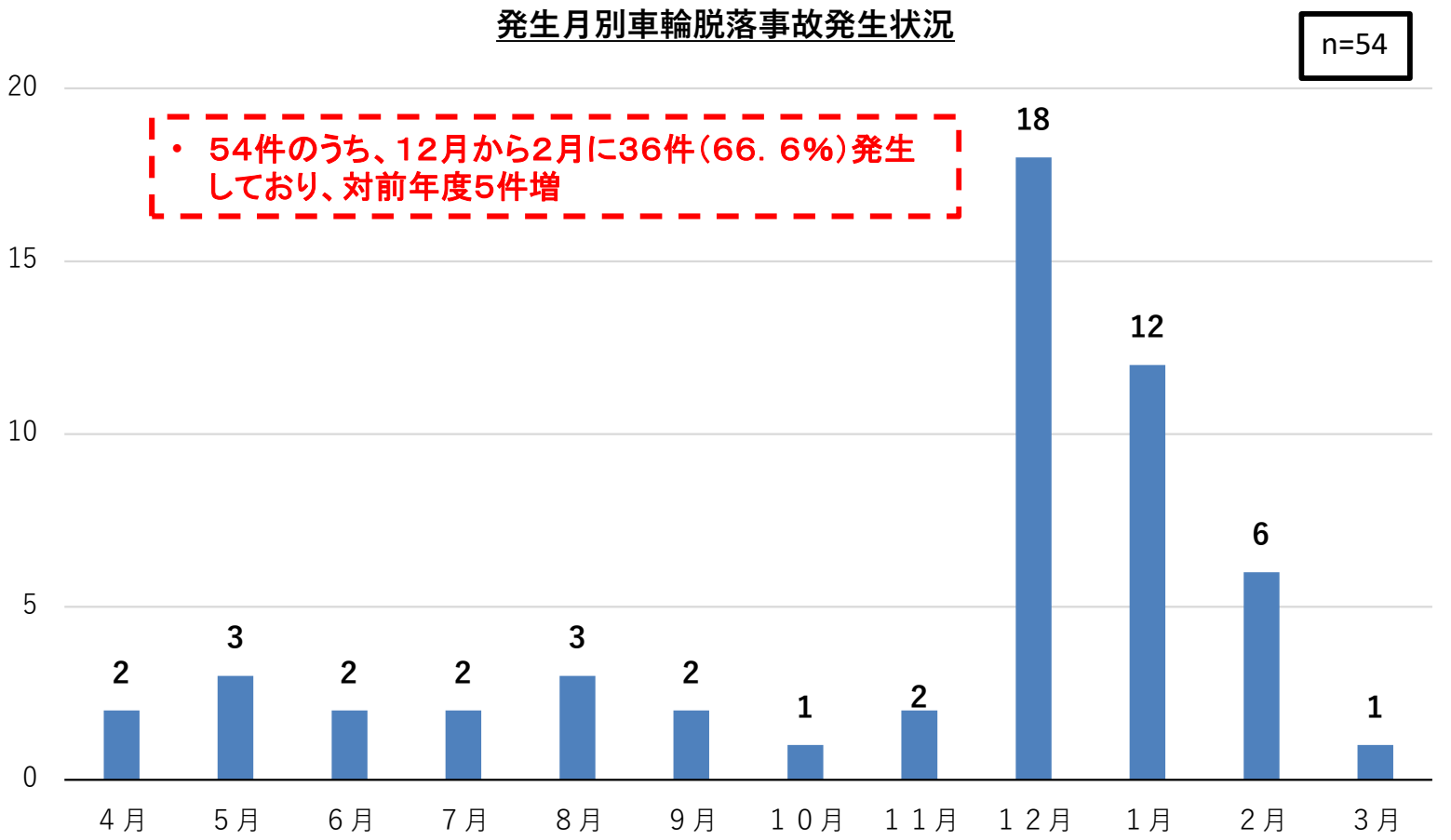
車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数



・ 54件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが27件（50%）

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

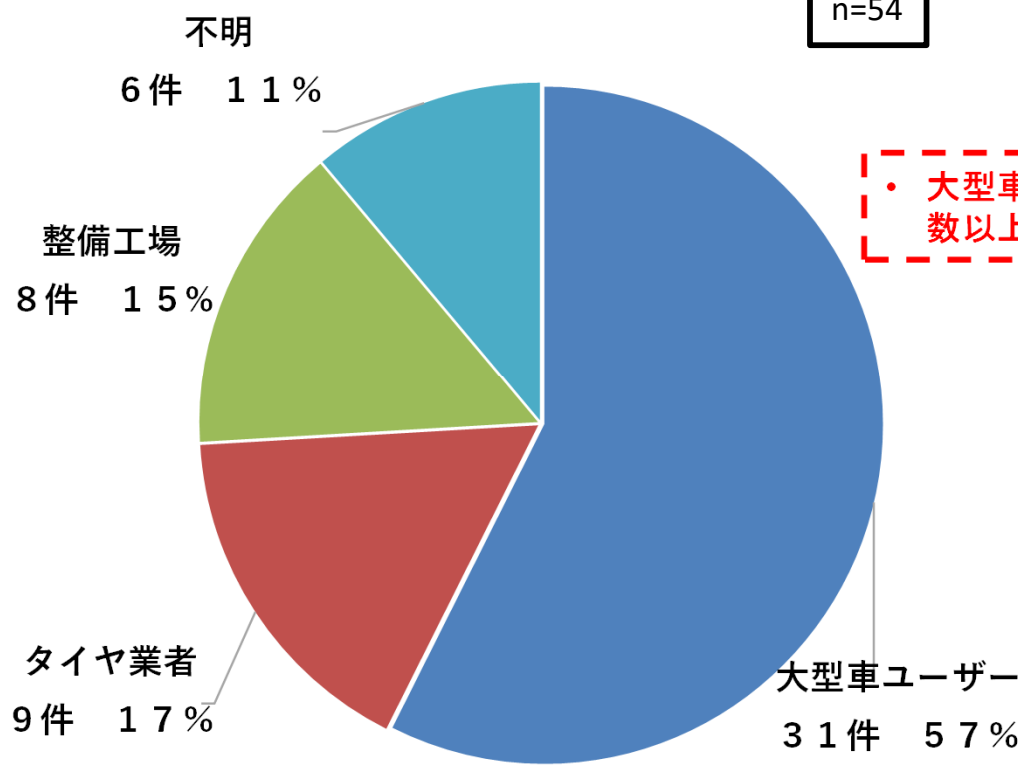


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

タイヤ脱着作業実施者別

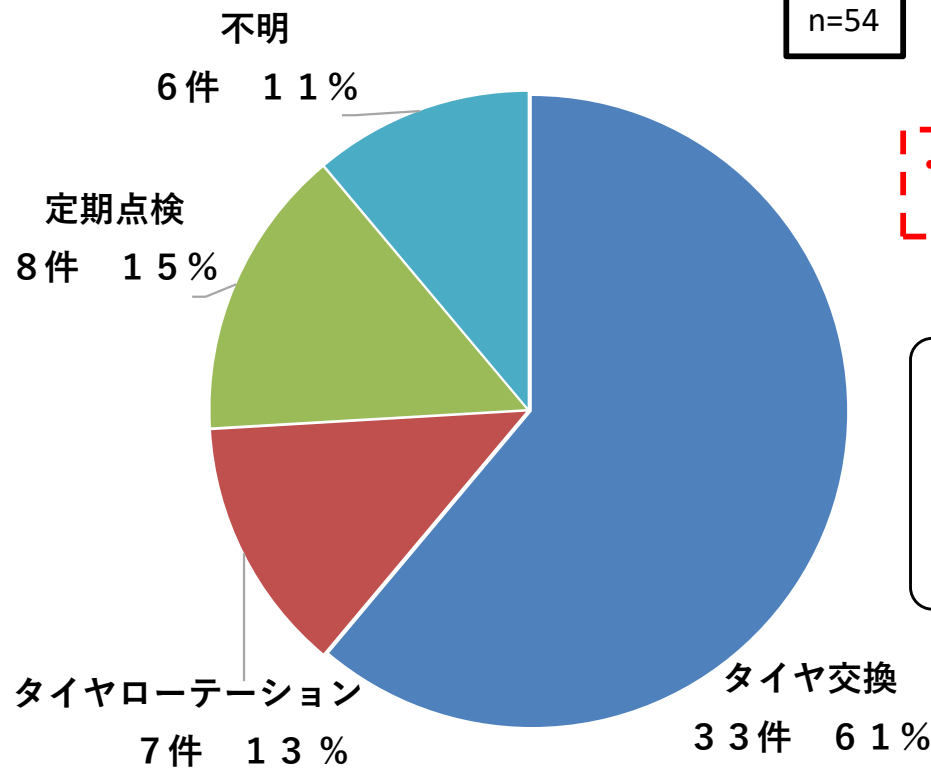
n=54



・ 大型車ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向で前年度と同比

タイヤ脱着作業内容別

n=54



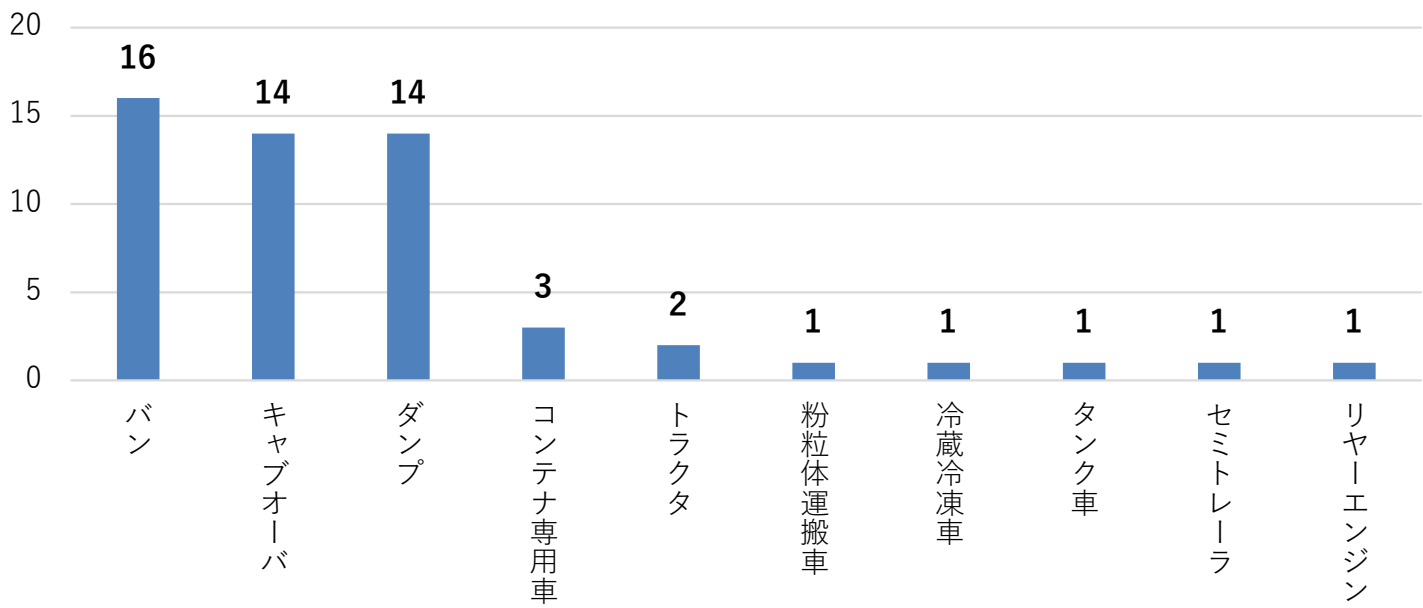
・ タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

- タイヤ交換
 - ・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・パンクや摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
 - ・タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

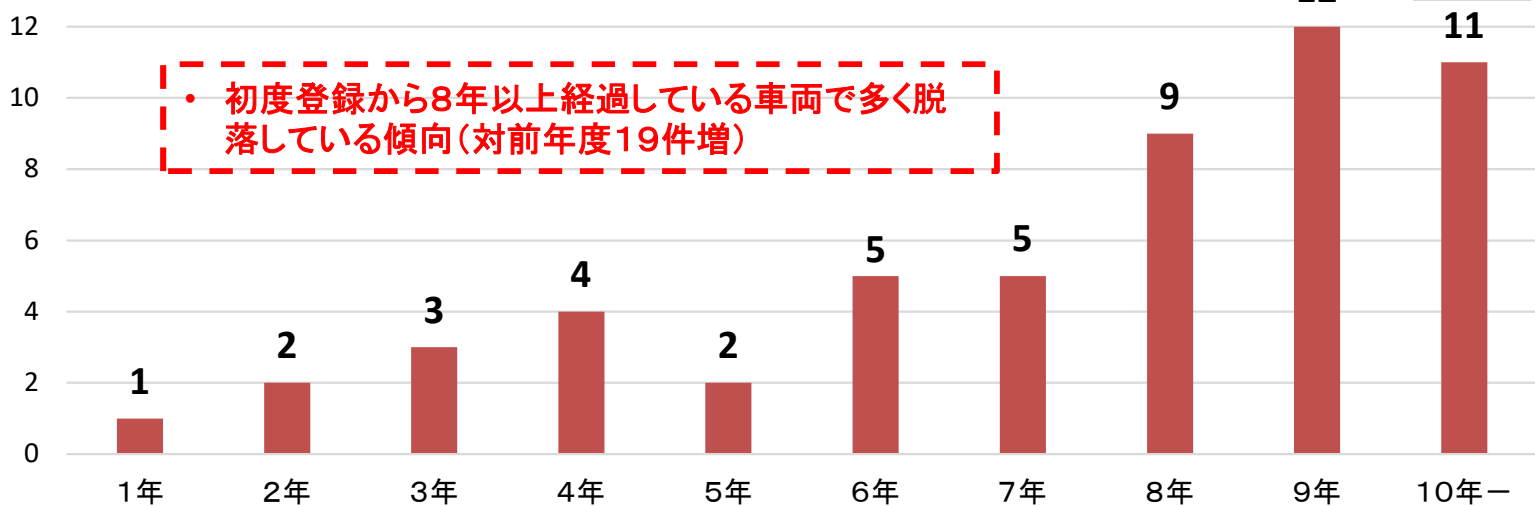
車体の形状別発生件数

n=54



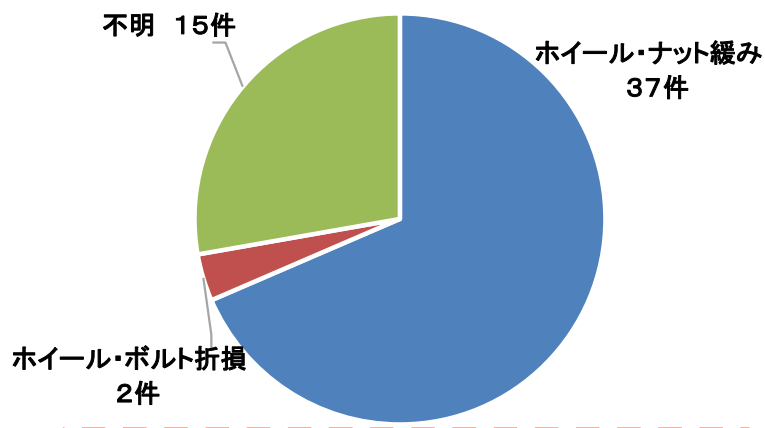
登録年から事故発生までの車齢

n=54



タイヤ脱落時の原因

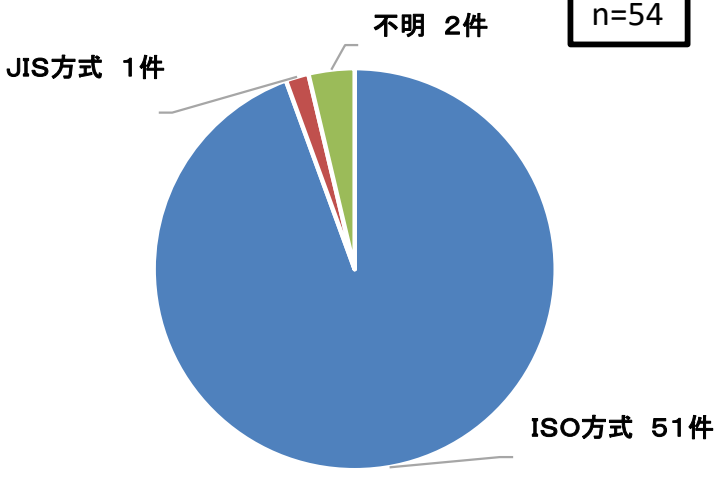
n=54



・ 大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=54

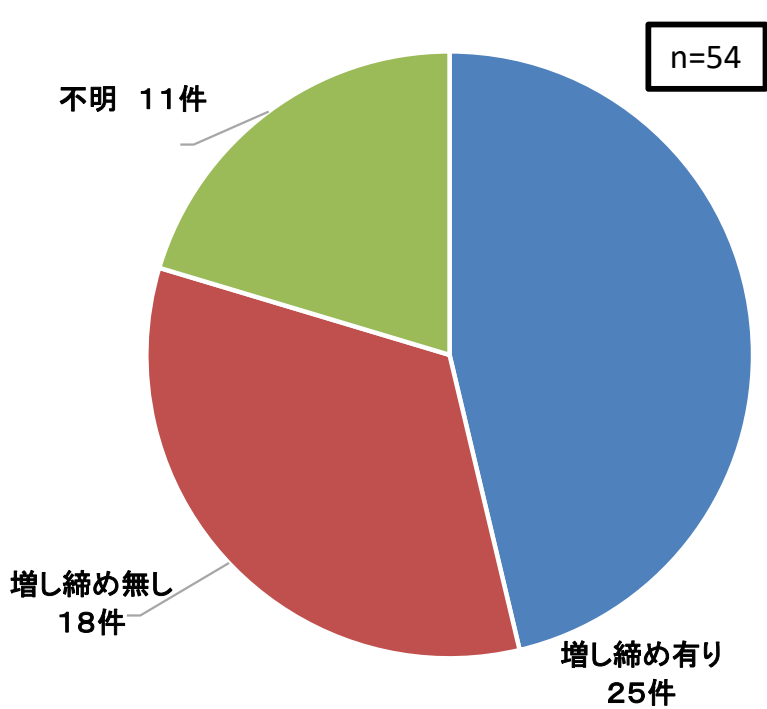


・ 大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」25件について、脱落の主な推測要因

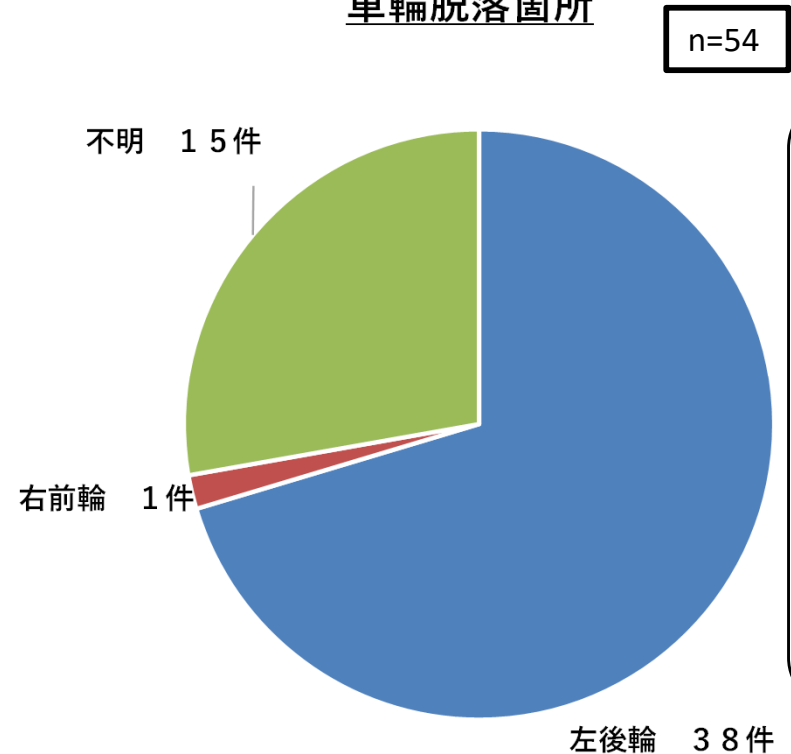
- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆・汚れ

- ・ 「増し締め有り」25件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が12件発生している。
- ・ 車齢8年以上経過している車両が15件と大半を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等

車輪脱落箇所



左後輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左後輪タイヤが多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

東北運輸局では、令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め周知方法等のヒアリングを管内計38事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ 12ヶ月点検における増し締めの周知方法

- ・点検整備記録簿への記載
- ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布
- ・していない

□ 初めて入庫する車両（事業者）等への増し締めの必要性等の説明

- ・している
- ・していない

□ 事業場における増し締め作業の依頼状況

- ・有り
- ・無し

□ 増し締めの必要性に係る自動車使用者の認識

- ・認識できている
- ・概ね認識できている
- ・あまり認識できていない
- ・認識できていない

□ タイヤを取り付ける際、ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況

（※ハブやネジ部を清掃し、適切な部品を使用し、インロー部、ネジ部及びナット部にエンジンオイル等を塗布して、タイヤホイールを装着した場合において、はじめて適切な締め付けができることを理解しているか。）

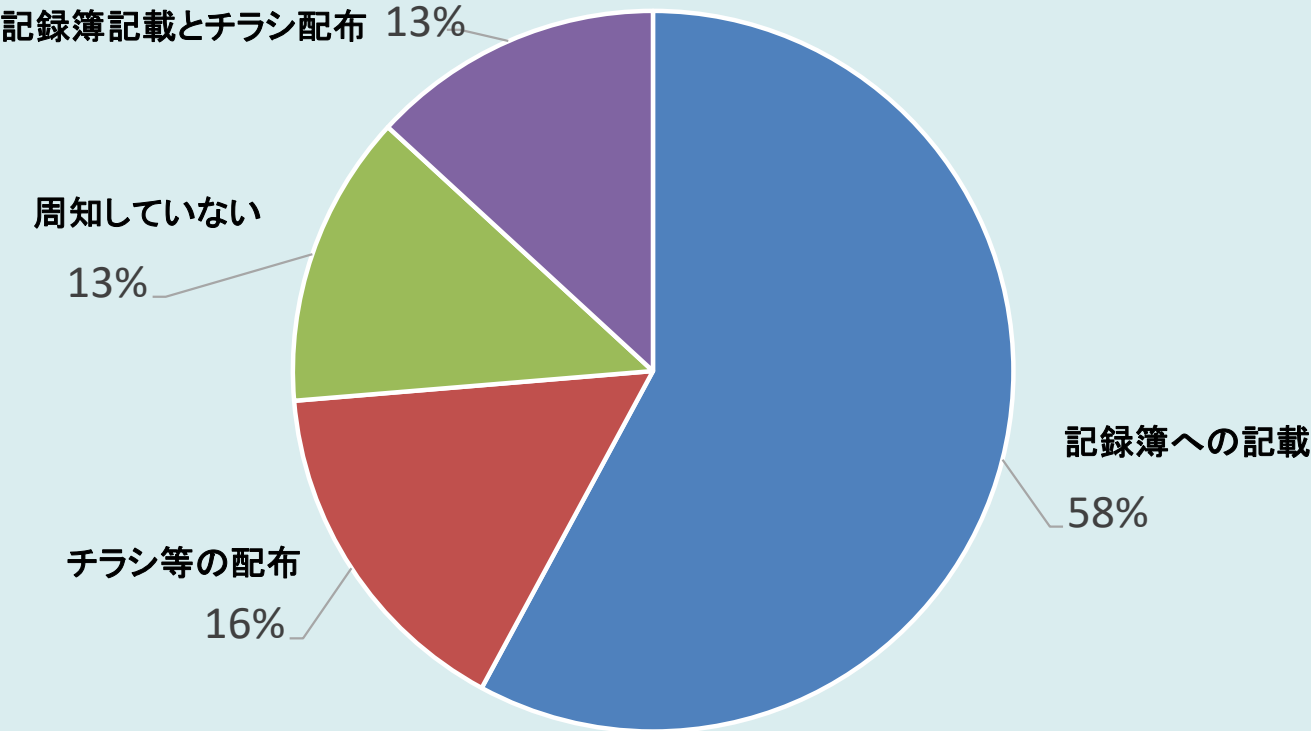
- ・行っている
- ・行っていない

□ 使用限度に達しているホイールボルト、ホイールナットの使用禁止に関する自動車使用者の認識

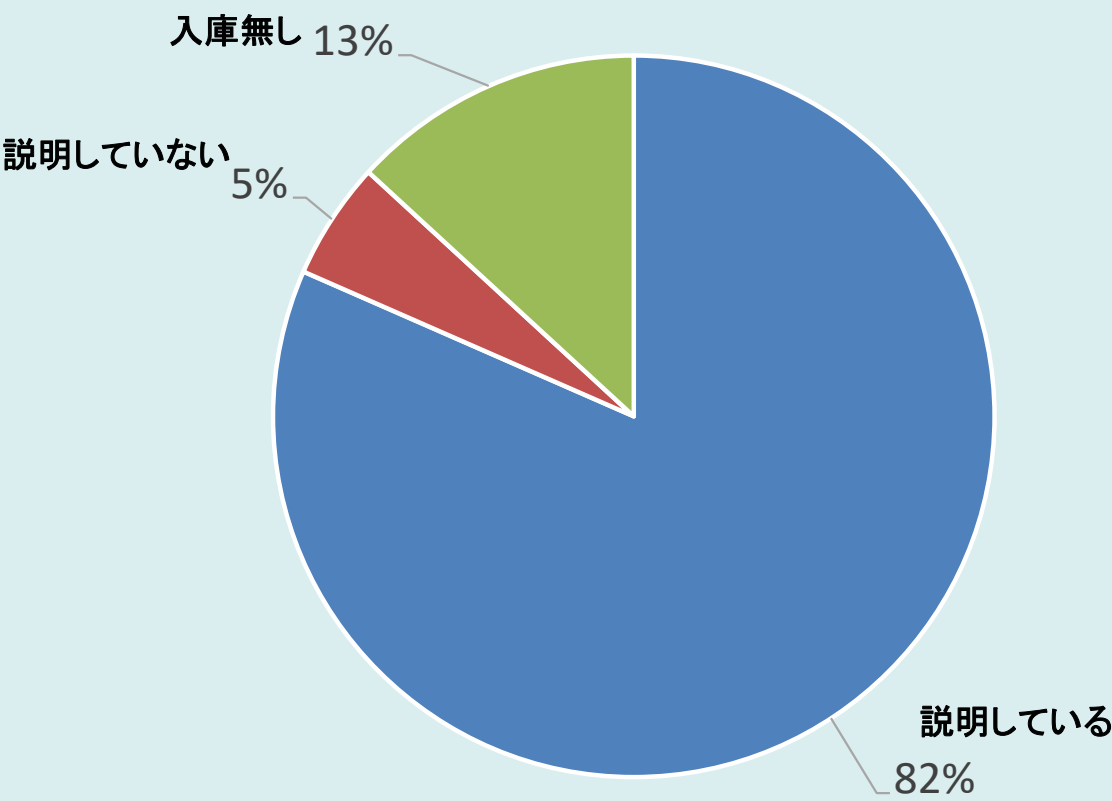
- ・認識できている
- ・概ね認識できている
- ・あまり認識できていない
- ・認識できていない

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

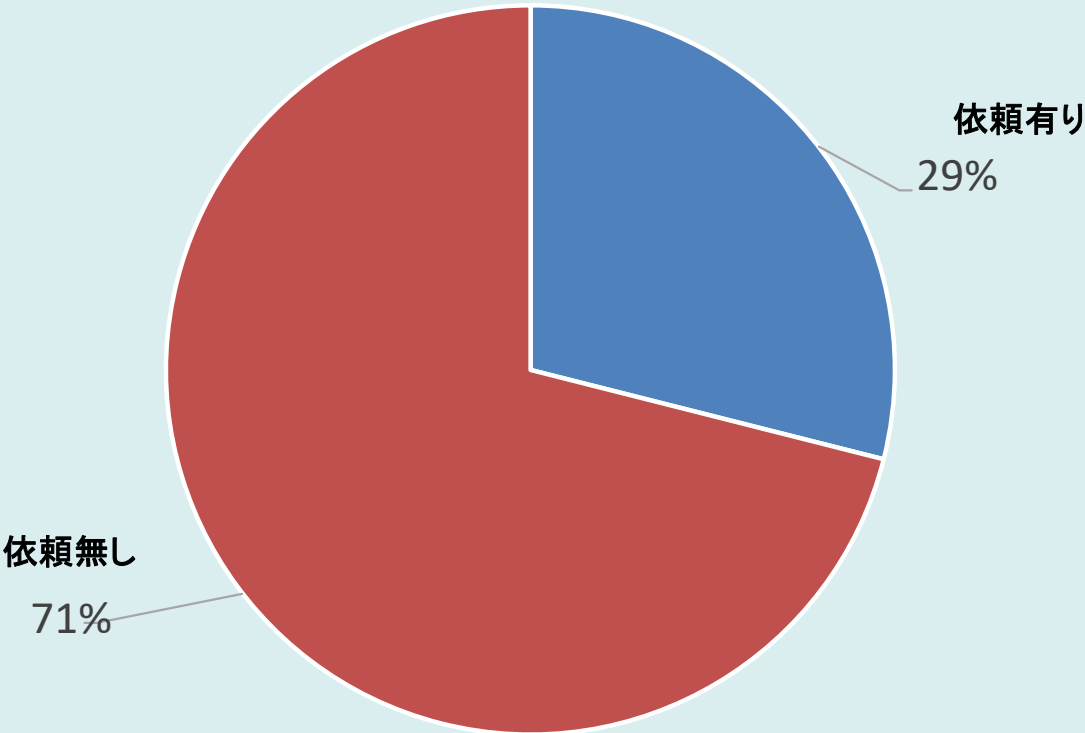
1. 12ヶ月点検における増し締めめの周知方法



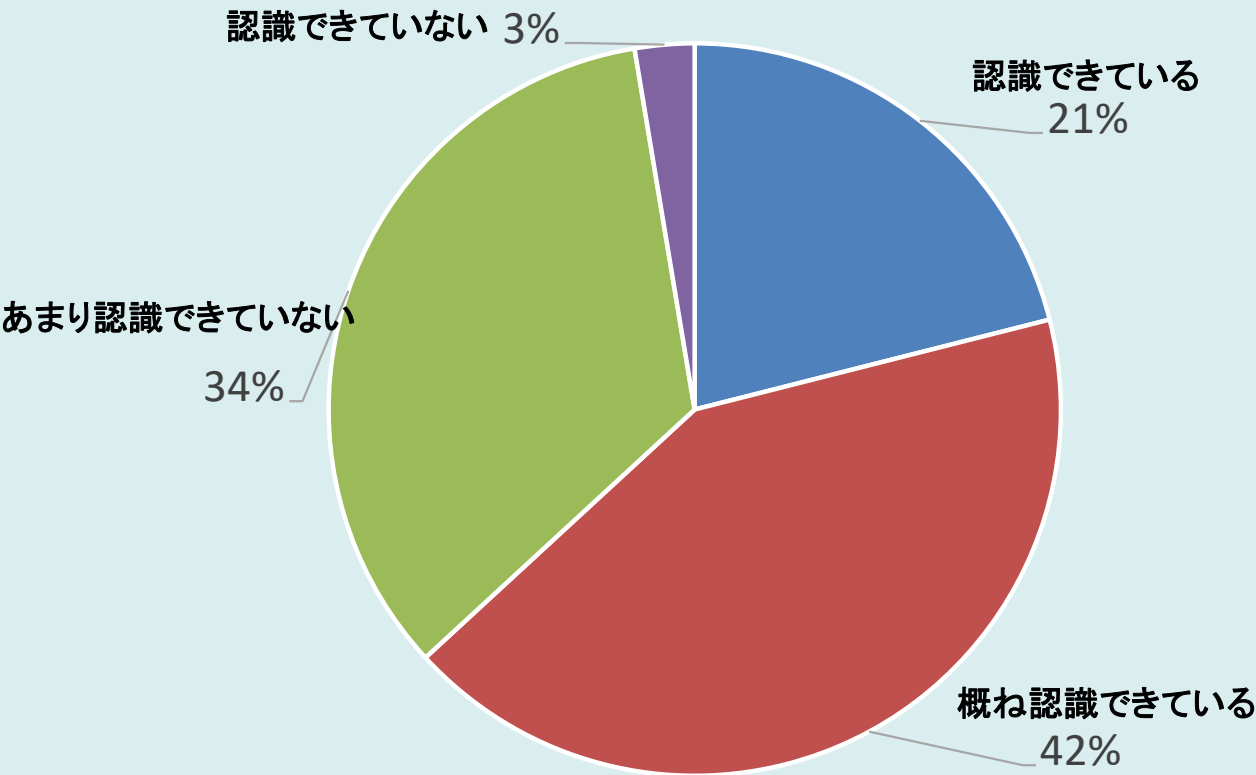
2. 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めめの必要性の説明



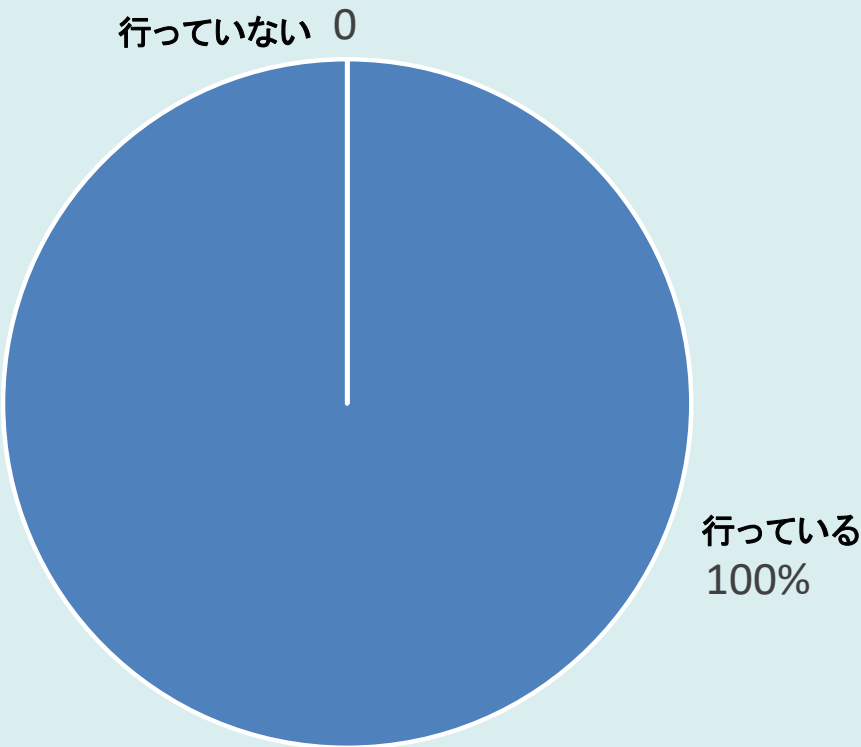
3. 事業場における増し締め作業の依頼状況



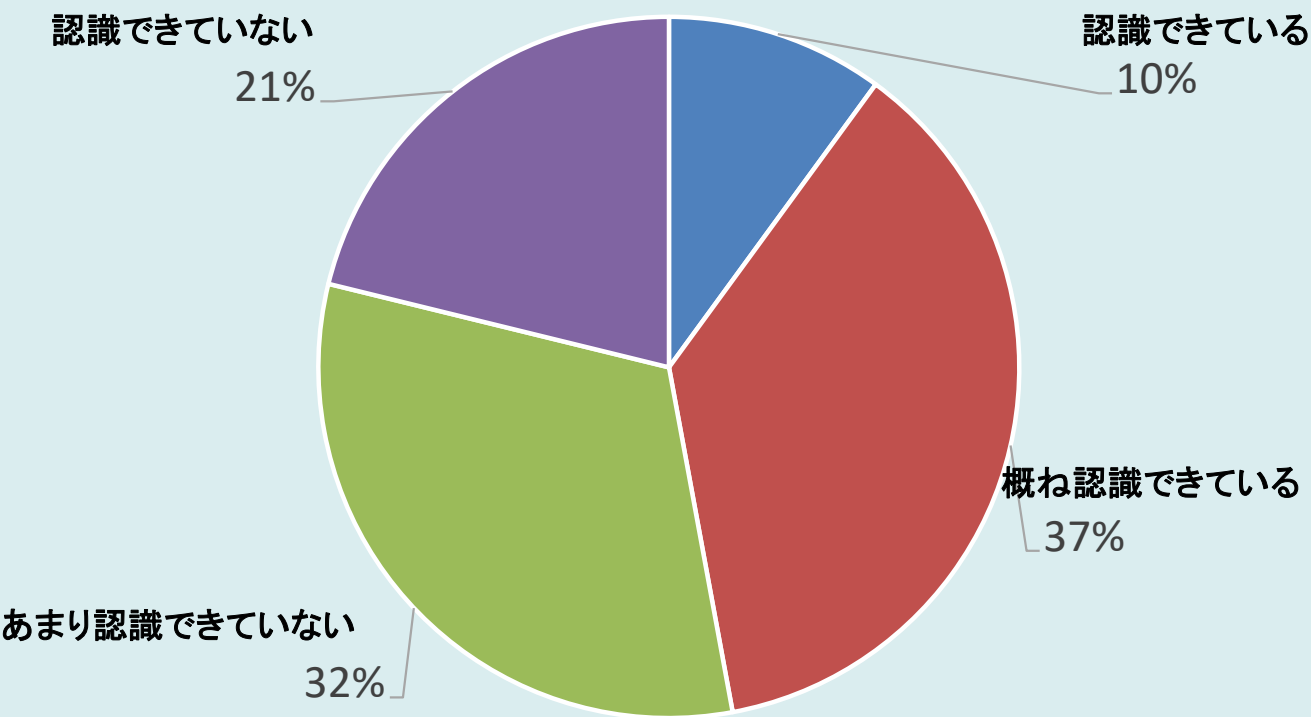
4. 増し締めの必要性に係る使用者の認識



5. ハブやネジ部及びナット部の清掃や
エンジンオイル等の塗布状況



6. 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの
使用禁止に関する使用者の認識



ヒアリング結果 管内計:38事業場

- 点検時、増し締め周知は、13%(5事業場)が周知していない。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの必要性を、5%(2事業場)が説明していない。
- 増し締めの必要性について、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答したのが37%(14事業場)
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、38事業場全て実施している。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの使用禁止を、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答した事業場が約半数(53%)

事業者の皆様へ

- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmd5YVi



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

<動画一覧>

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順：10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説：15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順：3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説：5分程度

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



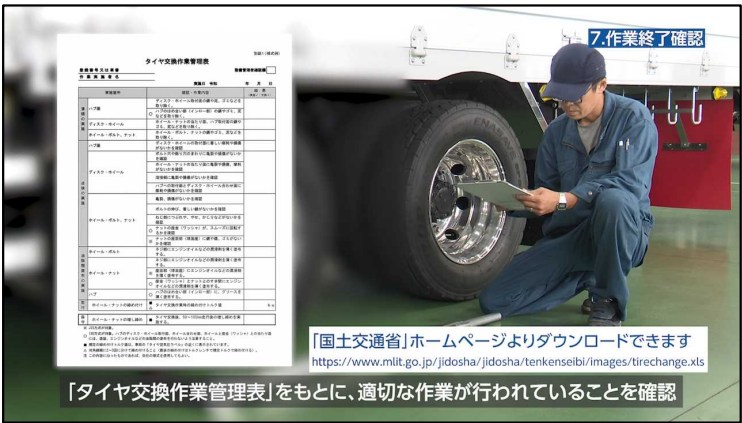
5.ホイール・ナットの締め付け作業



6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、インジケータの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

＜ディスク・ホイール取り付け後の増し締め＞



＜日常点検＞

1.目視での点検(ナットの緩み以外)



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



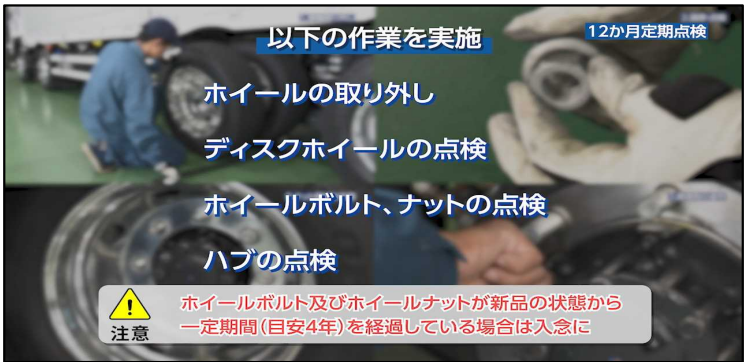
4.日常点検表の活用



＜3か月定期点検＞



＜12か月定期点検＞



トラックドライバーの皆様へ

大型車の車輪脱落事故 東北地方で多発中！

タイヤが歩行者に衝突するなど重大な事故に
発展するおそれがあります。



車輪脱落事故の
恐ろしさを知って！！

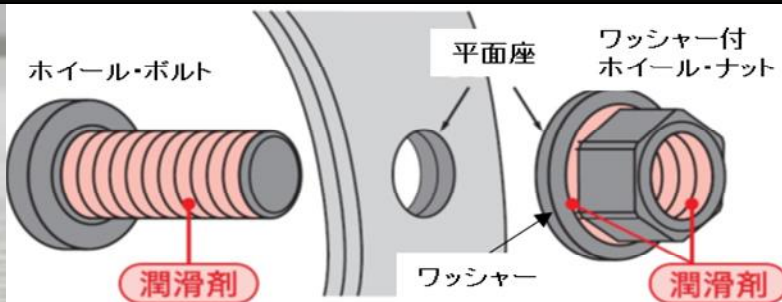
動画はこちら→



大型車のタイヤ交換等には守っていただくルールがあります。
適切な作業をお願いします！！

- ◎ホイールボルト・ナットの清掃の実施
- ◎ホイールボルト・ナットへの給脂
- ◎日常点検整備の確実な実施

- ◎著しく錆びたホイールボルト・ナットの使用禁止
- ◎規定トルクによるホイールナットの締め付け
- ◎タイヤ交換後、50km～100km走行後の増し締め



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット

潤滑剤の塗布箇所

※ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れず塗布してください

裏面もご覧ください。➡



国土交通省東北運輸局

日常点検整備の
動画はこちら→



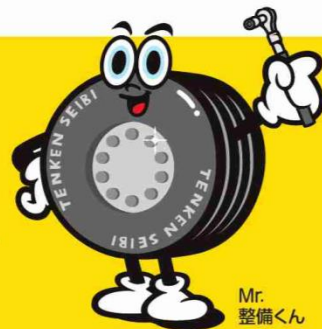
事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



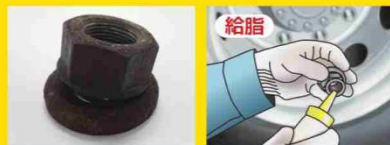
Mr.
整備くん

ち

やんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



特定整備制度概要

0

分解整備の範囲拡大

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書

① 先進技術の点検整備のあり方

【現行制度の評価】

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。

【今後の対応】

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

道路運送車両法(第49条第2項)新旧

分解整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

特定整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

（※）道路運送車両法施行規則第3条において規定

分解整備の範囲拡大

道路運送車両法施行規則

(特定整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一～七 (略)

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限る、次号に掲げるものを除く。）

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

2

認証のパターン

「特定整備」は、新たに認証が必要となる作業（電子制御装置整備）のみでなく、現在の分解整備も含む。

地方運輸局長の認証は

(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン の3パターンを想定

※いずれも、「自動車特定整備事業者」です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ)
分解整備

(Ⅱ)
電子制御装置整備

3

電子制御装置整備とは

対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要)なものとして、以下を、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)とする。

Lv3
以上

① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

Lv3
未満

② 衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)

※ カメラを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

※ その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

市販車に搭載されている、(→)前方をセンシングするためのデバイスの例
カメラ(単眼／複眼)、ミリ波レーダー、赤外線レーザー



4

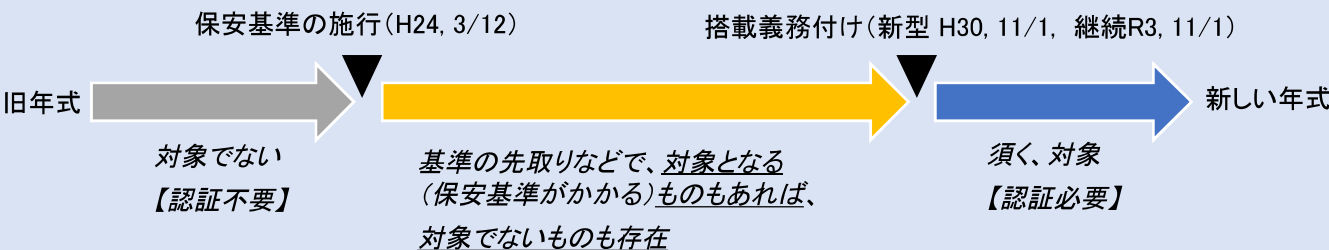
電子制御装置整備とは

- 電子制御装置整備の対象となる車両は、保安基準が設定されている装置を備えるもの。ただし、安全面を考えれば、保安基準対象でないものであっても認証工場に委託することが安心。
- 対象車両の情報については、国や関係団体において、自動車の使用者や整備事業者において利用しやすいよう提供(HP等)。

〈保安基準の設定状況〉

対象装置名	現状の基準	今後の見込み
自動運行装置(Lv3以上のもの)	なし	改正法の公布から1年以内に基準を策定
衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	大型車に義務付け	乗用車についても、義務付け
自動命令型操舵機能(レーンキープ)	備える場合、基準あり	-

〈具体例(8t～20tのトラック)〉



5

認証基準（分解整備）

※普通自動車(乗用車)の例				分解整備							
				原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	
設備	屋内作業場	点検作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上	
			奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	6.5m以上	
		車両整備作業場	天井高さ	対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること							
			間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上	
			奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	6.5m以上	
		部品整備作業場		8㎡	5㎡	←	←	←	←	←	
		床面は平滑であること									
	車両置場	間口	3m以上	←	←	←	←	←	←		
		奥行	5.5m以上	←	←	←	←	←	←		
	作業機械等	作業機械			プレス、エアコンプレッサ、バイス、チェーンブロック、ジャッキ、充電器						
作業計器			ノギス、トルクレンチ								
点検計器及び点検装置			サーキット・テスト、比重計、コンプレッション・ゲージ、ハンディ・バキューム・ポンプ、エンジン・タコ・テスト、タイミング・ライト、シックネス・ゲージ、ダイヤル・ゲージ、トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、タイヤ・ゲージ、検車装置、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器								
工具			ホイール・ブーラ、ベアリング・レース・ブーラ、グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ、部品洗浄槽								
工員要件	工員数			2人以上							
	自動車整備士の最低要件			1級 or 2級自動車整備士が1人以上							
	自動車整備士保有割合			1／4以上(1級 or 2級 or 3級自動車整備士数／全工員数)							
	整備主任者の資格要件			1級 or 2級自動車整備士							

《従来の分解整備の認証基準から変更無し》 6

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例				電子制御装置整備	
				自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
設備	電子制御装置点検整備作業場※3	間口	2.5m（屋内※1 2.5m） 参考: 現行の基準 4m	←	
		奥行	6m（屋内※2 3m） 参考: 現行の基準 8m	←	
		天井高さ	対象とする自動車についてエーミング作業を実施するのに十分であること	←	
		床面は平滑であること			←
	車両置場	間口	3m以上	←	
		奥行	5.5m以上	←	
作業機械等	作業計器(保有義務)			水準器	←
	点検計器及び点検装置(保有義務)			整備用スキャンツール(性能及び機能要件を規定)	←
	整備に必要な情報の入手(義務)			点検・整備に係る情報(機器を含む)を入手できる体制 (例: 整備作業要領やPC、ネット環境等)	←
	その他(自動運行装置に限る)			自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること	—

※1 屋内の間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分0.5mを考慮した数値
※2 屋内の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分2mを加えた数値
※3 電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場、車両整備作業場のほか完成検査場と兼用可

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例		電子制御装置整備	
		自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
工員要件	工員数	2人以上	←
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」が1名以上	←
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数/全工員数)	←
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習 」	←

分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターンについて

分解整備及び電子制御装置整備の全ての要件に適合することが必要

(例) 整備主任者は、1級整備士(二輪を除く) or {1級(二輪) or 2級整備士} + **講習**を受けた者のみ選任可

8

運輸支局長等が行う講習

- 整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、運輸支局長等が行う講習により整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は、
 - ① 学科(自動車特定整備事業に係る法令等)
 - ② 実習(エーミング作業等)
 - ③ 試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)
 とし、整備主任者に必要な知識及び技能を習得させる。

- 一定の要件を満たした外部の研修(自動車整備振興会や自動車車体整備協同組合などが実施するもの)については、実習に代えることが可能。
- 施行と同時に認証の取得ができるよう、講習は先だって実施。

- 講習を受講するための前提となる自動車整備士資格(※)についても、資格習得のための環境を用意。

※ 2級自動車整備士、自動車車体整備士、自動車電気装置整備士

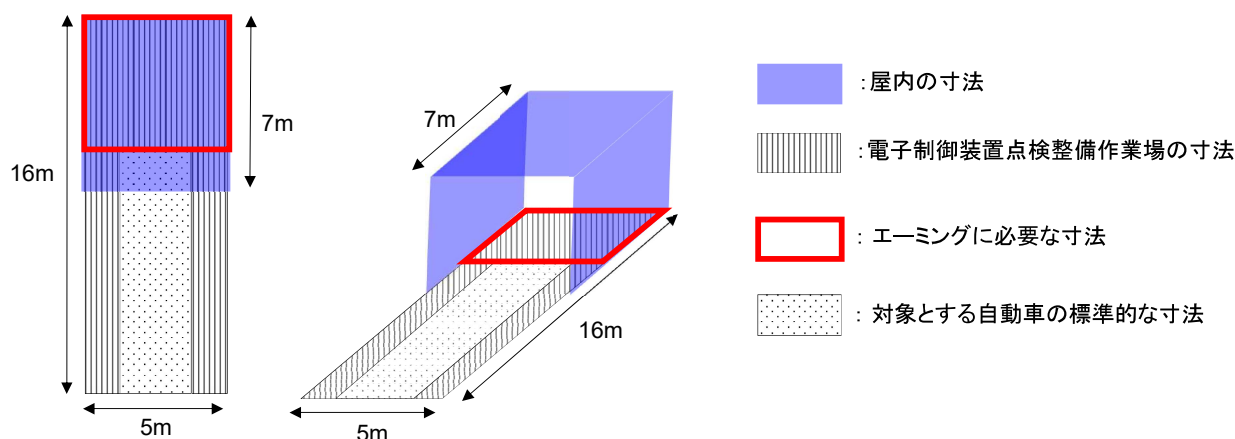
9

電子制御装置点検整備作業場の寸法要件

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置 点検整備作業場の寸法	16m × 5m	13m × 3m	7m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	—	5.5m × 2m
うち、屋内の寸法	7m × 5m	7m × 3m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	—	4m × 2m
(参考) 屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	13m × 5m	10m × 5m	8m × 4.5m	8m × 4m	8m × 4m	8m × 4m	3.5m × 3m	5m × 3.5m

(寸法:奥行×間口)

普通自動車(大型)の例



10

整備用スキャンツールの性能及び機能

- 電子制御装置を点検した結果、保安基準不適合又は保安基準不適合のおそれの確認された場合、OBD検査の対象となる装置の故障を解消するための整備箇所を特定することが可能な「整備用スキャンツール」が必要。
- このため、電子制御装置整備の認証要件として「整備用スキャンツール」の設置を義務付け。
- 「整備用スキャンツール」の性能及び機能については、技術要件を課す。

〈 技術要件 〉

少なくとも一車種以上の車両において、

OBD検査の対象となる装置(自動運転装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等)の点検及び整備が適切に実施できる性能及び機能を有していること。

※OBD検査に必要となる「検査用スキャンツール」の性能及び機能と区別をつける。

✓ 故障を解消するために必要な機能

- DTC読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整
(いわゆるエーミング作業) 等

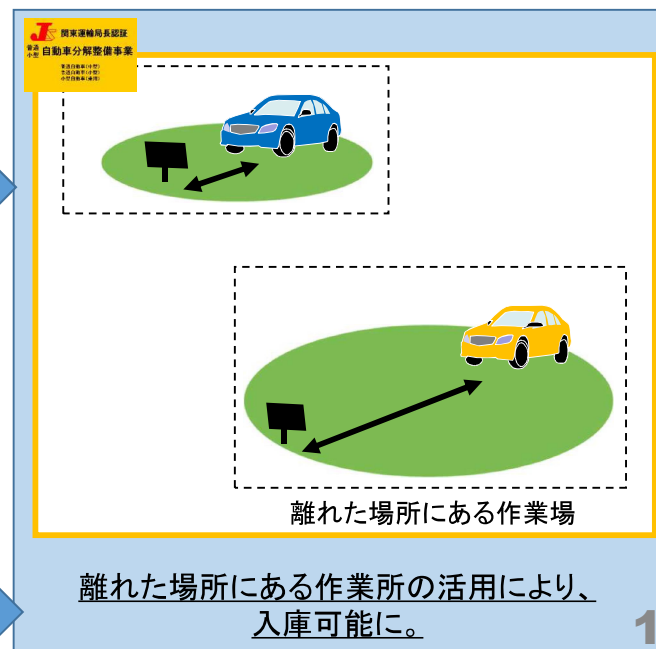


《 整備用スキャンツールイメージ 》

11

離れた作業場及び設備の共用

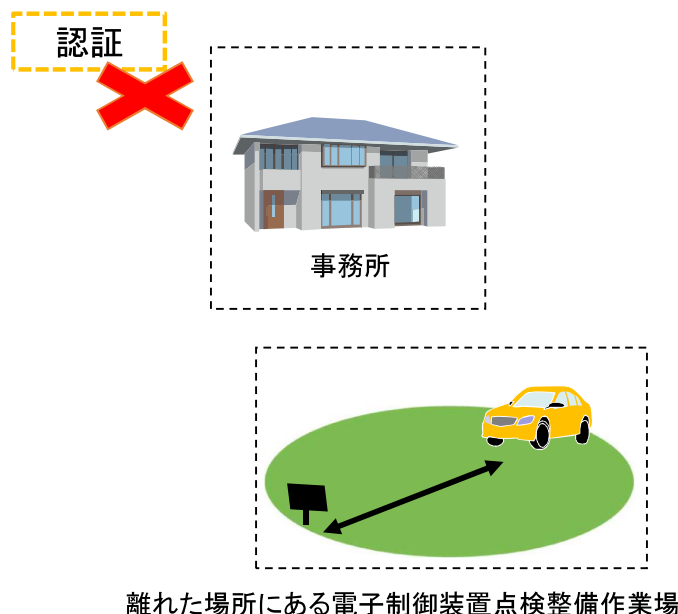
- ・ エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なるため、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合がある。
- ・ 自動車分解整備事業の認証を受けた場所と離れた別の場所も、同一整備事業者の事業場として認め、電子制御装置整備作業を可能とする。



12

離れた作業場及び設備の共用

- ・ 事務所及びバンパ交換、ガラス交換などを行うための一定の要件を満たした作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を用意し、認証を受けることができることとする。



ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない場合は、事業場の一部として認めない。

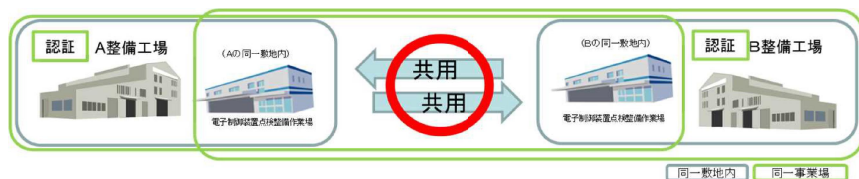
13

離れた作業場及び設備の共用

- 電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用の用に供されること(共用)を可能とする。
- 共用は、電子制御装置点検整備作業場、バンパ・ガラス交換の作業場、車両置場に限る。



電子制御装置点検整備作業場を有しない
B整備工場が
A整備工場の作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有する
A整備工場、B整備工場が
それぞれの作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有しない
b事務所が
A整備工場の作業場を共用

14

経過措置

- 改正法施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を営んでいる整備事業者においては、施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる。

- 経過措置の対象となる事業者は、車体整備事業者や、自動車ガラス修理業者も該当
- 経過措置の範囲は、行っていた作業の範囲のみ
エンジン等の積み降ろしのために、バンパの脱着をしている者(エーミングはしない)
→ バンパの脱着のみ(エーミングするためには、認証が必要)
エーミングまで行っている者
→ エーミングも含めて、経過措置の対象
- 保安基準が適用されていない自動ブレーキやレーンキープ機能(衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に類似するもの)にかかる整備であっても、「相当する事業」とする
- 外注をしており、自身で責任を持っていない場合は、認められない

国としては、できるだけ早期に認証を取得させるよう、環境整備に取り組む。

15

点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「**OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果**」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

<点検の対象となる警告灯>

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)

<点検の実施方法>

- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

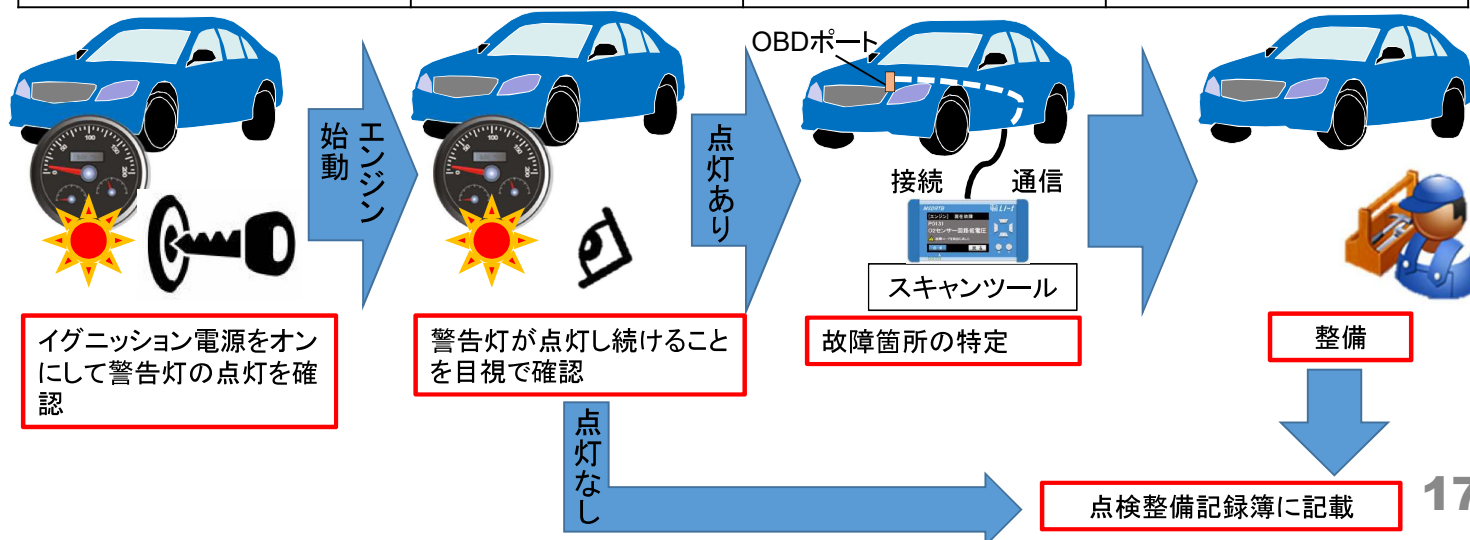
<整備の実施方法>

- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。
- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から**1年半後の令和3年10月1日**に施行
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するのかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

16

(参考)点検整備の流れ

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討

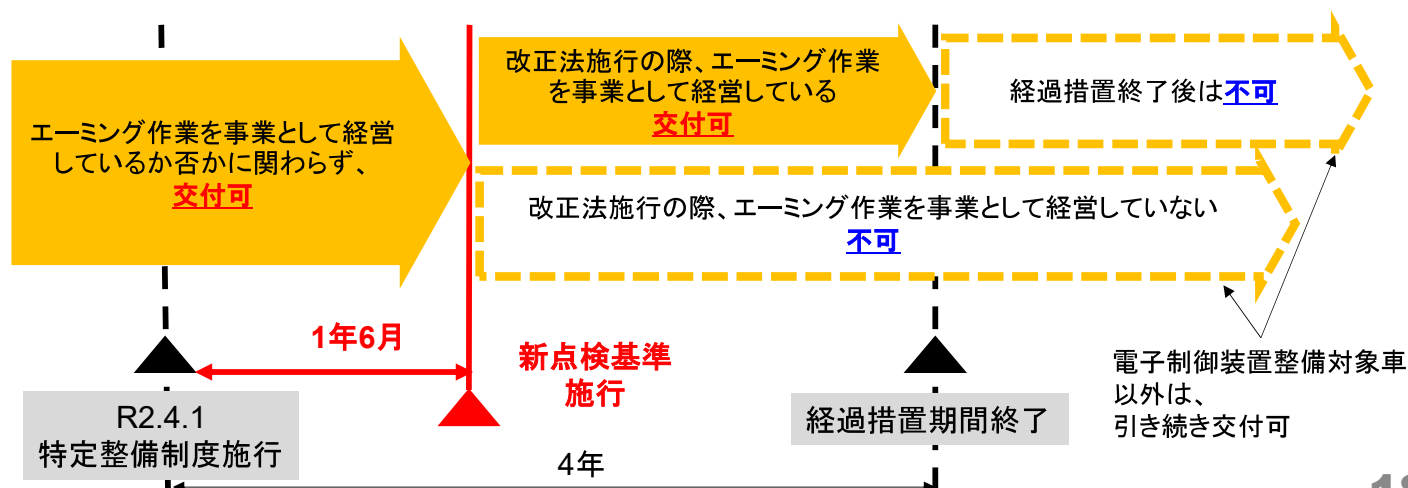


17

電子制御装置整備の認証のない指定自動車整備工場の業務可能範囲

- 保安基準適合証の交付をするには、点検基準に従って点検・整備を行った上で、保安基準適合性の確認を行う制度となっている（道路運送車両法第94条の5）。
- このため、新点検基準が施行になると、原則として、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、保安基準適合証を交付することはできない。
- ただし、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車については、当面の間、保安基準適合証の交付が可能。

<電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についての保適証交付の可否>



18

新たに指定自動車整備工場への指定を受ける場合

これから指定の申請をする場合

- 自動車分解整備事業の認証（全部認証に限る。）を受けている事業者については、経過措置期間中の4年間は、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車に限定した指定自動車整備事業の指定を認める。

① 分解整備のみ

従前どおりの指定の申請

経過措置として、従前通りで指定可能

電子制御装置整備の認証が必要

② 分解整備＋電子制御装置整備 両方

指定工場として申請可

1年6月

R2.4.1
特定整備制度施行

新点検基準
施行

4年

経過措置期間終了

- 点検基準の施行後、電子制御装置整備に該当する装置備え付けの自動車については、保適証が交付できない
- 整備に該当する装置備え付けの自動車についても、保適証の交付ができる

19

構内外注について

いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業等の技能者が出向き、交換作業を行う形態については、

- ・ 電子制御装置整備の認証を受けているパターン(Ⅱ)またはパターン(Ⅲ)の事業場で
 - ・ 窓ガラスの交換作業等を、自動車ガラス修理業者等が行う場合
- について、以下のとおり可能。

- ・ 電子制御装置整備の認証を受けている事業者の責任の下に当該作業が行われる(※)ことを、書面を交わす等により明確にする。
- ・ 特定整備記録簿の記載は、外注元が行う。

※ 電子制御装置整備の責任は、車両を入庫している当該特定整備事業者(外注元)が担う



20

外注の扱いについて

- ・ **特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。**
- ・ 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の**一部外注**について柔軟に運用。

外注元(A) \ 外注先	電子制御装置整備の認証あり(B)	
	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり	外注先責任 ①	外注元責任 ②
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	外注元責任 ③

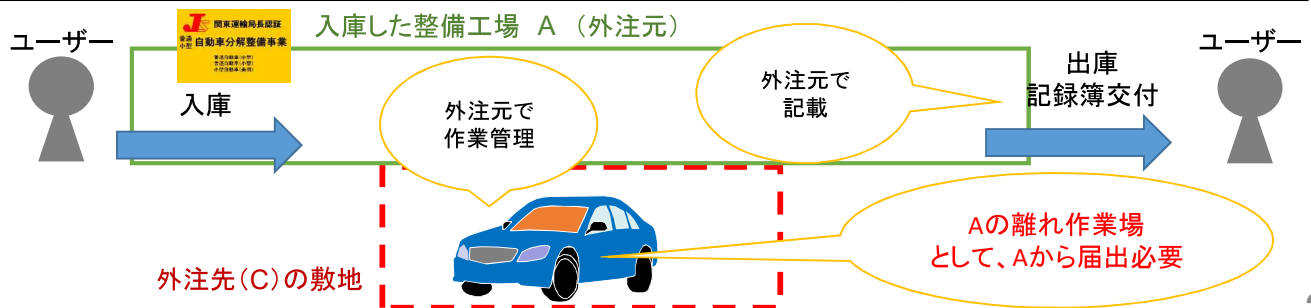
- ① : 外注先Bで記録簿記載 (Aは記録簿を書くことができない)
- ② : A,Bそれぞれで記録簿記載 (ユーザーには、Aが記載した記録簿を交付)
- ③ : Aの責任の下、Aが故障診断を行った上で、外注先の工場Bに対して整備を外注。Bの作業後、当該作業が適切であったかどうかの確認をA自身が行う。

21

外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A) \ 外注先	電子制御装置整備の認証なし(C)	
	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり	×	Aの離れ作業場 としない限り ×
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	



参考: 道路運送車両法の一部を改正する法律概要

1-2 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その1）

令和元年5月24日公布

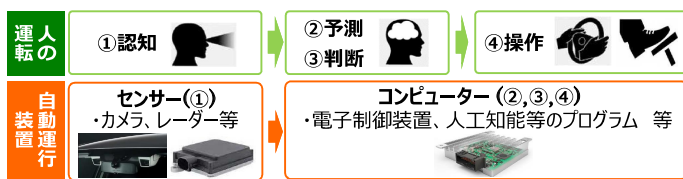
【1】保安基準対象装置への自動運行装置の追加

現状・課題

- 自動運転システム（レベル3・4）の安全性を確保するための保安基準（省令）を策定する必要があるが、これらのシステムは現行の保安基準の対象装置とされていない。
- 自動運転システム（レベル3・4）は、いつでもどこでも制限なく安全な自動運転を行える技術水準にはないと見込まれることから、自動運転システムが使用される走行環境条件（速度・ルート・天候・時間等）を設定することが必要。

改正内容

- 自動車の保安基準（省令）の対象装置に「自動運行装置」を追加



- 自動運行装置が使用される条件（走行環境条件）を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととする。

- ◆ 走行環境条件の想定される例（以下の条件の組み合わせ）
 - ・道路条件（高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無等）
 - ・地理条件（都市部/過疎地域等）
 - ・環境条件（天候、昼間/夜間等）
 - ・その他の条件（速度制限、決められたルートでのみの運行に限定すること等）

例えば、自動運転車の導入初期においては、
昼間・晴れでの高速道路本線上における低速走行（渋滞時等）
といった条件を付与することが考えられる

【2】自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

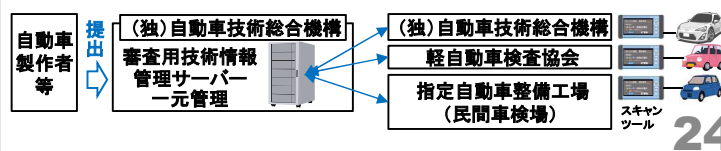
現状・課題

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による事故等につながるおそれがあるため、自動車の検査（車検）に、電子的な検査を導入する必要がある。
- 電子的な検査を行うためには、自動車製作者等が保有する技術情報が必要。



改正内容

- 自動車の検査における、電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を（独）自動車技術総合機構に行わせ、全国の検査実施機関が活用できる環境を整備する。



1-3 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その2）

令和元年5月24日公布

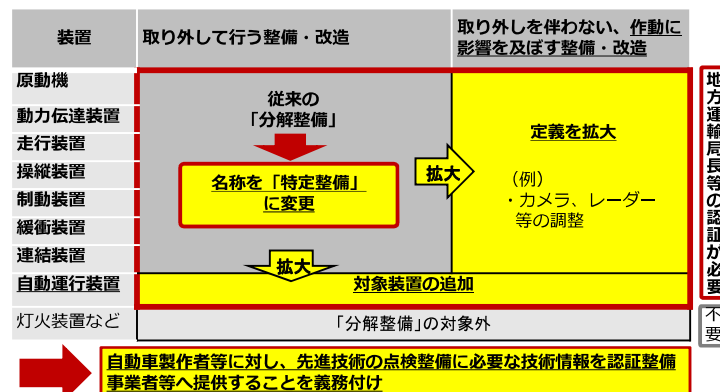
【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加（改造）を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等（特定改造等）をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。



参考：情報提供義務

点検整備に必要な技術上の情報の提供

- 現状、自動車メーカーの協力のもと、整備要領書（整備マニュアル）等の点検・整備に必要な情報を（一社）日本自動車整備振興会連合会（日整連）のシステム（FAINES）へ集約している。
- 整備工場は、インターネットを通じてFAINESに接続することにより、これら情報を入手可能（有料）。
- 一部の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付け。

<提供すべき情報の範囲>

- 全ての車両が対象
※ただし、サポート終了などによりディーラーに対しても提供されない情報は提供義務から外れる
- 原則、自動車メーカーからディーラーに提供されている情報（専用スキャンツール含む）が対象
ただし、以下は除く。
 - ① 自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの
 - ② 自動車の販売時において行う制御装置のプログラムの初期化にかかるもの

<提供の方法>

- 新車の発売日から6ヶ月以内に行う
- 専用スキャンツールの提供については、2020年内に提供を行えば良い
- 合理的な範囲（ディーラーへの提供と非差別的な価格）において有償とすることができる
- 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能

- 制度を運用していくに当たり、情報が出ていないと思われる事象が発生した場合は、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整

自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

令和2年4月からの特定整備制度開始に伴い、電子制御装置点検整備にかかる申請を検討されている方向けに、令和3年度上期までに申請のあった申請書の中で間違いや内容に不備が多かった箇所を注意点として載せました。今後の申請の際にご活用下さい。

■ 届出・申請書は整備振興会のメンバーページのほか、東北運輸局の自動車整備事業申請書・届出書様式ダウンロードページ
<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub98.html>
よりダウンロードできます。

■ 特定整備事業の概要は国土交通省のページ
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html
をご参照下さい。

特定整備への対応マニュアル
(分解整備事業者編) 令和2年3月

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載
にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着 など

広域カメラ
(スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

国土交通省 最新の情報はこちらへ

特定整備への対応マニュアル
(指定整備事業者編) 令和2年3月

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載
にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着 など

広域カメラ
(スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

国土交通省 最新の情報はこちらへ

自動車特定整備事業の変更（届出 **申請**）書

申請に○をつける

東北運輸局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・**申請**）します。
また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとりしまりやく こくどはなこ
届出者 申請者の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者 申請者の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ とうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234
認定番号	
指定番号	3-5678

申請者名及びふりがなを記載。
法人であれば会社名、代表者の役職及び
代表者名を記載。

届出・申請の内容の別			変更年月日	年	月	日
	相続		事業場の所在地の変更			
	合併		役員の変更			
	分割	○	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は間口若しくは奥行の長さ)			
	譲受		自動車特定整備事業の種類の変更【変更申請】			
	事業者名又は住所の変更	○	対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更【変更申請】			
	事業場の名称の変更		業務の範囲の変更【変更申請】			

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

☒ チェック欄

該当がない場合は
チェックを忘れずに！

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

提出前に！

- ・変更する項目を確認しましたか
- 住所や役員等で届出が漏れているものはありませんか

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類		認証年月日
☐	普通自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
☐	小型自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
	軽自動車特定整備事業	年 月 日

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

現在事業場に今ある
認証書を見ながら記入!

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)		×									
普通自動車(中型)		○									◎
普通自動車(小型)		○									◎
普通自動車(乗用)		○								◎	
大型特殊自動車	○										
小型四輪自動車		○									◎
小型三輪自動車		○									◎
小型二輪自動車	○										
軽自動車		○									◎

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎、廃止をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

2-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。	☒ チェック欄
---	---

現在の認証書を見ながら記入!

- ・取得済みのものは○を
- ・追加するものは ◎
(運行補助装置等)
- ・廃止があれば ×
を記入してください。

チェックを忘れずに!

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定 の別		軽油を燃料とする原動機を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他 ()

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	
旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)	
旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

5 工員の構成

工員の構成	合 計 (工員数)	整備士数						整備士 以外の 工員数
		一 級 (二輪除く)	一 級 (二 輪)	二 級	三 級	車 体	電 気	
		4 人	人	人	2 人	1 人	人	1 人

提出前に!

- ・認証の種類及び対象自動車に間違いはありませんか
- ・工員数は認証及び指定の基準を満たしていますか(特に大型を持っている事業場)
- ・自動運行装置まで申請する場合
メーカー等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境にありますか

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車 両 整 備 作 業 場	5.5 m	13.0 m	71.5 m ²	3.9 m	平滑舗装
部 品 整 備 作 業 場			21.0 m ²	4.9 m	平滑舗装
点 検 作 業 場	5.0 m	13.0 m	65.0 m ²	3.9 m	平滑舗装
車 両 置 場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 変更がない場合は無記入で構いません

7－① 電子制御装置点検整備作業場等（7－②、8に該当しない場合）

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	5.0 m	16.5 m	82.50 m ²		平滑舗装
	(5.0) m	(13.0) m	(65.0) m ²	(3.9) m	
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 収まらない場合は別紙等を
使って構いません

特に古くから認証を取得された事業場では
面積が今の基準を満たしているか
注意が必要です。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（ ）内に記載すること。

7－② 電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合）

作業場の規模	間 口	奥 行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注) 電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場（離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合）

離れた作業場又は 共同使用の作業場の別		○	離れた電子制御装置整備作業場								
			共同使用の作業場								
当該作業場の 所在地（※1）		宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1									
自動車による当該作 業場までの所要時間		20分									
作業場の規模		間口		奥行		面積		天井高さ		床面状況	
電子制御装置 点検整備作業場		4.5 m		8.5 m		38.25 m ²				平滑舗装	
		(4.5) m		(8.5) m		(38.25) m ²					
車両置場（※2）		m		m		m ²					
施行規則第3条第8号 ハに係る作業場		m		m							
共同使用 の作業場 の管理者 （※3）	氏名又は 名称										
	認証番号										
管理責任者の氏名 （※3）											

離れた電子制御装置点検整備作業場及び共
同使用の作業場がある場合や、追加する場
合に「○」を記載します。

なお、複数の作業場を追加する場合には、当
該項目を増やして申請します。

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。
(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（ ）内に記載すること。
(注) 離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。
(注) 「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7－②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

提出前に！

- ・寸法及び面積に記入間違いが無いですか
- ・各作業場の寸法及び面積は認証基準の面積を満たしていますか

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESにより情報入手
エーミング作業に必要な機器	FINESよりダウンロード

◀ メーカーから情報・機器を入手する場合は

○○○(メーカー名)車用ターゲット
などと記載

◀ 役員に変更があれば記入します。
(選任日・解任日も忘れずに)

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日			
役員氏名	役職名	(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)

辞任した役員及び辞任年月日			
役員氏名	役職名	(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)
		(	年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

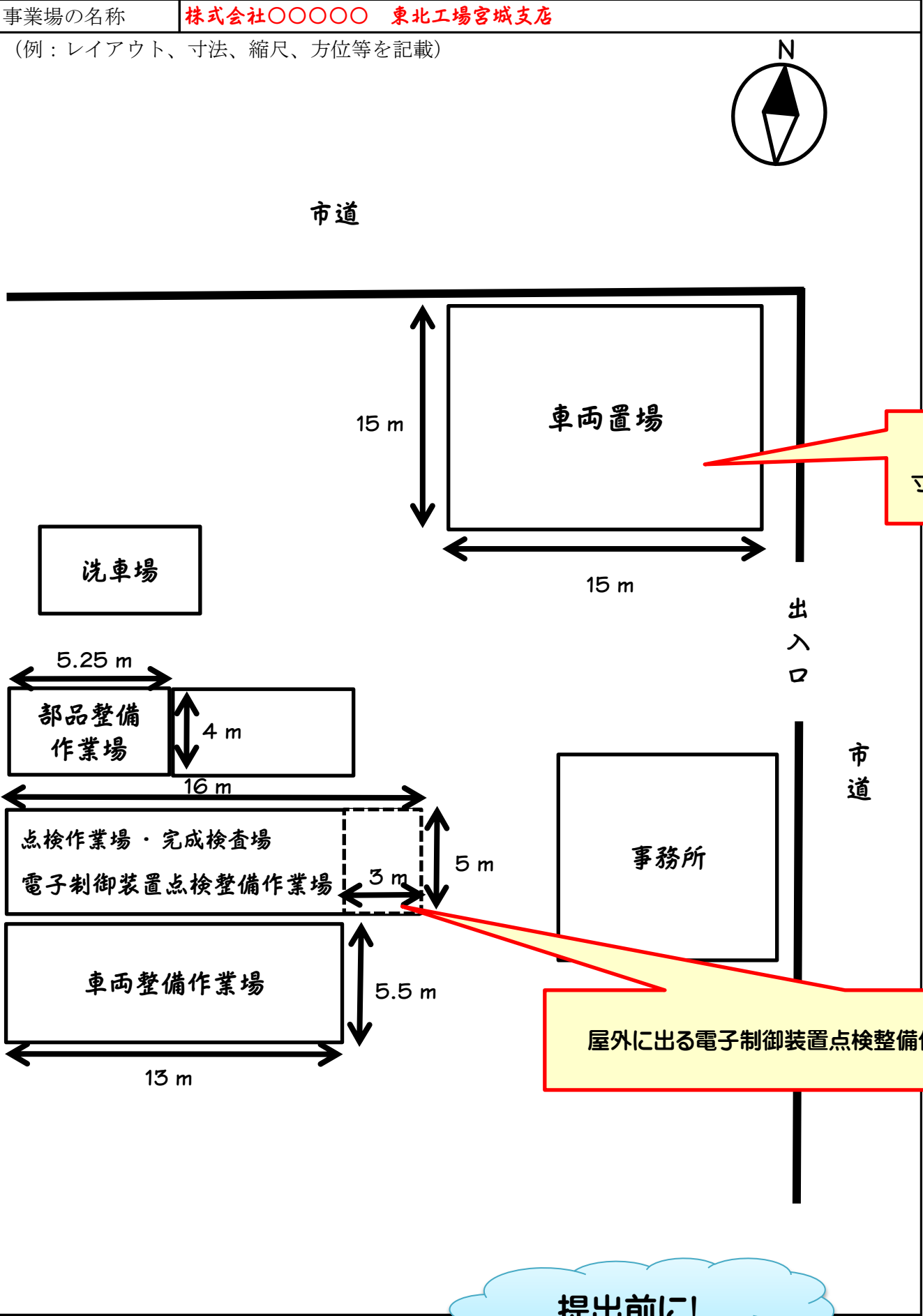
	名 称		型式・能力 等	数 量
作業機械	プレス		ABC-35 ・ 35t	1
	エア・コンプレッサ		D-24 ・ 5.5 kW、D-75 ・ 7.5 kW	2
	チェーン・ブロック		型式不明 ・ 2.5t	1
	ジャッキ		EF-1000 ・ 3t	1
	バイス		型式不明 ・ 150 mm	1
	充電器		GHI-J11 ・ 12 V、24 V	1
作業計器	ノギス		KLM ・ 200 mm	1
	トルク・レンチ		OPQ750 ・ 60-330 Nm	1
	水準器		RST ・ 気泡管水準器	1
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ		UV500 ・ 400-40MΩ	1
	比重計		WX40Y ・ 吸込式	1
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用)	GS-Z ・ 0-3MPa	1
		(ディーゼル用)	DS-Z ・ 0-7MPa	1
	ハンディ・バキューム・ポンプ		HBP5000 ・ 0- -100kpa	1
	エンジン・タコ・テスタ		ETT-R ・ 0-9999rpm	1
	タイミング・ライト		TL ・ 電池式	1
	シックネス・ゲージ		SG10 ・ 0.02-1.0mm (17枚)	1
	ダイヤル・ゲージ		DG10 ・ 0-10mm	1
	トーイン・ゲージ		TG10 ・ 100-250mm	1
	キャンバ・キャスト・ゲージ		KKG10 ・ -5° -+5°、-3° -+10°	1
	ターニング・ラジラス・ゲージ		TRG10 ・ 750 kg	1
	タイヤ・ゲージ		TG20 ・ 0-1200 kPa	2
	検車装置		KEN3.5 ・ 3.5t、ピット	2
	一酸化炭素測定器		GAS2020 ・ 0-9.9 %	1
	炭化水素測定器		GAS2020 ・ 0-9999 ppm	1
	整備用スキャンツール		SCAN ・ 整備用 (ver3.10)	1
工具	ホイール・プーラ		HPS ・ 小型用 (PCD115-180)	1
	ベアリング・レース・プーラ		BRR ・ -	1
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケーター		型式不明 ・ 80cc	1
	部品洗浄槽		型式不明 ・ 150ℓ	1
備考				

型式名が特定できない場合は
型式不明等で構いません

ガステスタの型式相違が多いです。
・指定工場は
機器変更届を確認！
・黒煙やオパシメータの型式を
書いていないか確認！

提出前に！

- 電子制御装置の追加を行う場合は
- ・平滑な電子制御装置点検整備作業場
 - ・水準器
 - ・スキャンツール
- の追加が必要
→それぞれ要件を満たすことを確認できる写真を添付して下さい。(別紙例を参考にして下さい)
- スキャンツールは一体型ですか？ セパレート型ですか？
→セパレート型の場合は、スキャンツールとVCIそれぞれのバージョンが確認できるようにして下さい



今回申請で寸法を変更した際、寸法を直していないケースが多いです

屋外に出る電子制御装置点検整備作業場の記載を忘れやすいです

提出前に!

・6～8で記載した作業場の寸法と齟齬がないですか

過去の届出書面を流用して作成した際に見られる特徴

- ・寸法や名称が変わっている場所がある
- ・文字や数字が読めなくなっている
- ・屋外の作業場の記載が漏れている

■ 電子制御装置点検整備作業場

■ 水準器

写真

平滑な作業場を確認
できるもの



※記載内容の例を示したもので、
特に定めた様式はありません

■ スキャンツール

■ 認証書(原本)

本体及びバージョンがわかる写真



必要に応じ添付

- ターゲット等
- 情報入手にかかるDVD等
- FAINES加入を示す書面 等

写真等

提出前に!

スキャンツールバージョンは確認できますか
→縮小しすぎたり、印刷で文字が潰れたりで読めないケースがあります

スキャンツールは一体型ですかセパレート型ですか
→VCIバージョンがついていないケースがあります

整備主任者（**選任**・変更）の届出書

宮城運輸支局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（**選任**・変更）します。

(注) 選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。
(注) 該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとりしまりやく こくどはなこ
届出者の氏名又は名称	株式会社○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ とうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3 - 15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234

選任日の記入を忘れずに！

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
自動車 検査	昭和 59年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	第2101000001号
自動車 整備	平成 14年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	東北一こ第00000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

(注) 整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。
(注) 一級整備士（一級二輪の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。

1級整備士（大型・小型）
→整備士合格証書の番号を記載
その他の整備士
→資格取得講習修了証の番号を記載

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

3 既に選任されている整備主任者

氏名	生年月日	氏名	生年月日
自動車 保安	平成 15年 4月 1日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

備考	
----	--

提出前に！

- ・新たに選任する場合、前の事業場で解任届を出し忘れていませんか
→解任届が出ていないケースが度々発生しています
- ・氏名が変わっていませんか？
- ・記載した氏名は整備合格証書、講習修了証または合格証明願に記載の氏名のとおりですか
旧字体（例：高 と 高 ）が含まれる場合、改姓している場合は特に注意して下さい

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな) 氏名	(じどうしゃ けんさ) 自動車 検査
	○ 最近 1 年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする	生年月日 (和暦)	昭和 59 年 7 月 1 日
		整備士の 種類と番号	二級ガソリン自動車整備士 東北二か第 00000 号

————— 以降は、記載しないこと —————

受講番号	第 2101000001 号		
学科実施日	試問実施日	再試問実施日	
2 年 12 月 31 日 第 1 回	3 年 1 月 1 日 第 1 回	年 月 日 第 回	

☐再試問あり ☒再試問なし

学科受講欄	実習受講欄
	

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

提出前に!

- ・申請時に必要なものは修了証の写しです
原本は修了者ご自身で大切に保管して下さい。

宮城運輸支局長

修了欄



FAINES登録内容案内用紙

御中

2021年 月 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
(FAINESメインセンター)

日頃はFAINES（ファイネス）をご愛用頂きまして誠にありがとうございます。

お客様の現在の主な登録内容は以下となりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

FAINESのご利用は

日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> にあるリンクボタンをクリックして頂くか、

直接FAINESトップページ <https://faines.jaspa.or.jp/> にアクセスして下さい。

【謹告】 サービス料金の決済状況等につきましては、業務合理化を図るため、請求書・領収書の発行に代わり、FAINES内の「マイページ」にてご案内しております。

ご登録内容

会員番号	
パスワード	
会員名（事業場名等）	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
連絡担当者	

※パスワード・電話番号・FAX番号・メールアドレスについては、FAINES内の「マイページ」から変更することができます。

特にパスワードについては定期的なご変更をお勧め致します。

なお、ご変更後のパスワードはお客様にて厳重に管理して下さい。

【注意事項】

- ・この書類は必ずお手元に保管して下さい。
- ・会員番号等を第三者に知らせることは厳禁です。また、盗難・紛失されることのないよう、管理には十分ご注意下さい。
- ・パスワードは大文字・小文字の判別を行っておりますので、入力の際はお間違えのないようご注意下さい。
- ・お客様のお問い合わせ窓口は【宮城県自動車整備振興会】でございます。

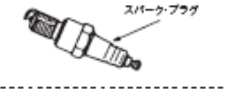
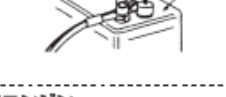
特定整備記録簿の記載方法について

- 電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- 特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

【以下、記載例を示します。】

○ ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

点検の結果及び整備の概要		点検項目		整備項目		その他															
点検 良好	交換	調整	A	清掃	C	省略	P														
特定 整備	修理	給付	T	給油(水)	L	該当なし	/														
エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 ☐  ■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態 (旧プラグ、イリジウム・プラグは省略可) ☐ 点火時期 ☐ ディストリビュータのキャップの状態 ☐  ■バッテリー ターミナル部の緩み、腐食 ☐  ■エンジン		冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐ 冷却水の漏れ ☐ 室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び ☐ 踏み込んだときの床板とのすき間 ☐ ブレーキの効き具合 ☐  ■パーキング・ブレーキレバー(ペダル) 引きしる(踏みしる) ☐ パーキング・ブレーキの効き具合 ☐ 		足廻り点検 ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐  ■ドラム・ブレーキ ☆ドラムとライニングとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・シューの滑動部分、ライニングの摩耗 ☐  下廻り点検 ■トランスミッション、トランスファ ☆オイルの漏れ ☐		ホイール ☆タイヤの空気圧 ☐ ☆タイヤの亀裂、損傷 ☐ ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐ スペア・タイヤの空気圧 ☐ ☆ナット、ボルトの緩み ☐ ■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ マスタ・シリンダの液漏れ ☐ ディスク・キャリパの液漏れ ☐  ■エンジン・オイル 漏れ ☐		車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ☐ 注 日常点検 ブレーキ液の量 ☐ バッテリー液の量 ☐ 冷却水の量 ☐ エンジン・オイルの量 ☐ エンジンのかかり具合、異音 ☐ 低速、加速の状態 ☐ ヘッドランプ、ストップ・ランプ、ウインカー・ランプ等の点灯、汚れ、損傷 ☐ ウインド・ウォッシャー液の量 ☐ ウインド・ウォッシャーの噴射状態 ☐ ワイパーの拭き取り状態 ☐ 厳しい使用方をした場合のメーカーの指定する点検 ■ステアリング装置 ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み ☐ ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷 ☐		その他の点検・整備項目 注 ⊗ガラス(内) ⊗レーダー ⊕エーミング <table border="1"> <thead> <tr> <th>交換部品等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エンジン・オイル</td> <td>ℓ</td> </tr> <tr> <td>オイル・フィルタ</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>LLC(ロング・ライフ・クーラント)</td> <td>ℓ</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ・フルード</td> <td>ℓ</td> </tr> </tbody> </table>		交換部品等	数量	エンジン・オイル	ℓ	オイル・フィルタ	個	LLC(ロング・ライフ・クーラント)	ℓ	ブレーキ・フルード	ℓ
交換部品等	数量																				
エンジン・オイル	ℓ																				
オイル・フィルタ	個																				
LLC(ロング・ライフ・クーラント)	ℓ																				
ブレーキ・フルード	ℓ																				

構内外注の旨を記載

自家用乗用

別表第6

注

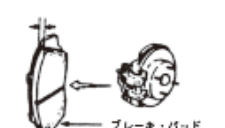
○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元 定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

点検の結果及び整備の概要

点検 良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P
特定 整備	○	修理	△	締付	T	給油(水)	L	該当なし	/

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 ☐ 	■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐ 冷却水の漏れ ☐ 室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び ☐ 踏み込んだときの床板とのすき間 ☐ ブレーキの効き具合 ☐
■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウムプラグは点検省略可) 点火時期 ☐ ディストリビュータのキャップ ☐	

足廻り点検	
■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐ 	■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☐ ☆タイヤの亀裂、損傷 ☐ ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐ スペア・タイヤの空気圧 ☐ ☆ナット、ボルトの緩み ☐ ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ マスター・シリンダの液漏れ ☐ ホイール・シリンダの ☐
■ドラム・ブレーキ ☐	

車載式故障診断装置点検		その他の点検・整備項目	
OBDの診断の結果 注		注 ⑧レーダー ⑨エーミング(外)	
日常点検		外注した旨を記載	
ブレーキ液の量 ☐			
バッテリー液の量 ☐			
冷却水の量 ☐			
エンジン・オイルの量 ☐			
エンジンのかかり具合、異音 ☐		交換部品等	
低速、加速の状態 ☐		数量	
ヘッドランプ・フォグランプ・ウイ ☐		エンジン・オイル ☐	

自家用車

等・別表第6

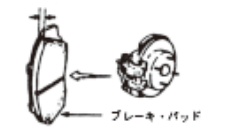


外注先 定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

点検の結果及び整備の概要

点検 良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P
特定 整備	○	修理	△	締付	T	給油(水)	L	該当なし	/

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 ☐ 	■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐ 冷却水の漏れ ☐ 室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び ☐ 踏み込んだときの床板とのすき間 ☐ ブレーキの効き具合 ☐
■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウムプラグは点検省略可) 点火時期 ☐ ディストリビュータのキャップ ☐	

足廻り点検	
■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐ 	■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☐ ☆タイヤの亀裂、損傷 ☐ ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐ スペア・タイヤの空気圧 ☐ ☆ナット、ボルトの緩み ☐ ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ マスター・シリンダの液漏れ ☐ ホイール・シリンダの ☐
■ドラム・ブレーキ ☐	

車載式故障診断装置点検		その他の点検・整備項目	
OBDの診断の結果 注		注 ⑨エーミング	
日常点検			
ブレーキ液の量 ☐			
バッテリー液の量 ☐			
冷却水の量 ☐			
エンジン・オイルの量 ☐			
エンジンのかかり具合、異音 ☐		交換部品等	
低速、加速の状態 ☐		数量	
ヘッドランプ・フォグランプ・ウイ ☐		エンジン・オイル ☐	

自家用車

等・別表第6



○ 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合

※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

○ 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

- ① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

点検の結果及び整備の概要		点検 良好 ☒ 交換 ☒ 調整 ☒ A 清掃 ☒ C 省略 ☒ P 特定 整備 ☒ 修理 ☒ 締付 ☒ T 給油(水) ☒ L 該当なし ☒ /		依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所	天候及びエーミング 作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載
エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 ☐  ■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐ 冷却水の漏れ ☐ 室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び ☐		足廻り点検 ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐  ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☐ ☆タイヤの亀裂、損傷 ☐ ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐ スペア・タイヤの空気圧 ☐ ☆ナット、ボルトの緩み ☐		車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ☒ 注 日常点検 ブレーキ液の量 ☐ バッテリー液の量 ☐ 冷却水の量 ☐	その他の点検・整備項目 注 ④ エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)

- ② 離れた作業場（〇〇板金工場）でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

点検の結果及び整備の概要		点検 良好 ☒ 交換 ☒ 調整 ☒ A 清掃 ☒ C 省略 ☒ P 特定 整備 ☒ 修理 ☒ 締付 ☒ T 給油(水) ☒ L 該当なし ☒ /		依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号 点検(整備)時の総走行距離 km	自家用乗
エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 ☐  ■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐ 冷却水の漏れ ☐ 室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び ☐		足廻り点検 ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐  ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☐ ☆タイヤの亀裂、損傷 ☐ ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐ スペア・タイヤの空気圧 ☐		車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ☒ 注 日常点検 ブレーキ液の量 ☐ バッテリー液の量 ☐	その他の点検・整備項目 注 ④ バンパ(〇〇板金工場)	別

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

目次

1. OBD検査とは
2. OBD検査導入背景の紹介
3. OBD検査導入スケジュールの紹介
4. OBD検査システムの紹介
5. OBD検査の開始にあたり準備するもの
6. OBD検査対象の車両について
7. OBD検査の事前準備、業務の流れ
8. OBD検査の実施概要
9. OBD検査ポータルを紹介

1. OBD検査とは

Point

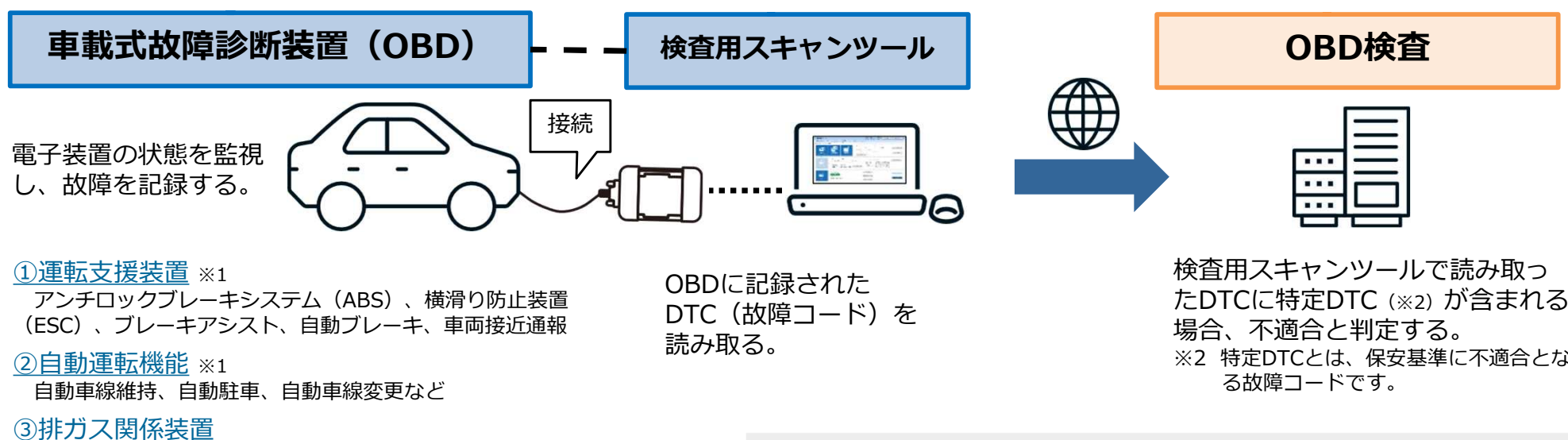
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



※1 保安基準に規定があるものに限る。

対象車両

- ・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

2. OBD検査導入背景の紹介

Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

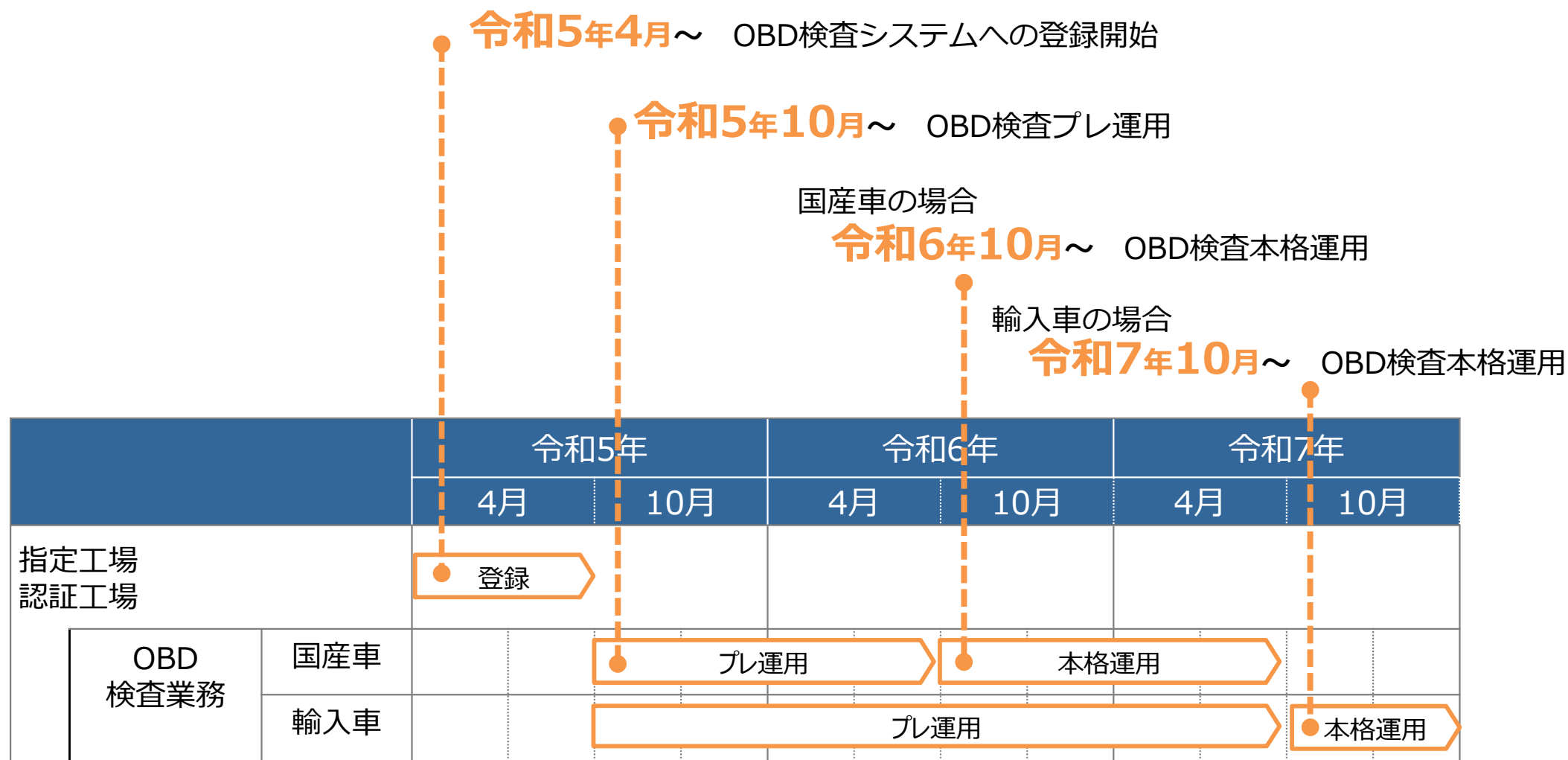
最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。



3. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

4. OBD検査システムの紹介

Point

OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OBD検査システム

利用者管理システム

OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

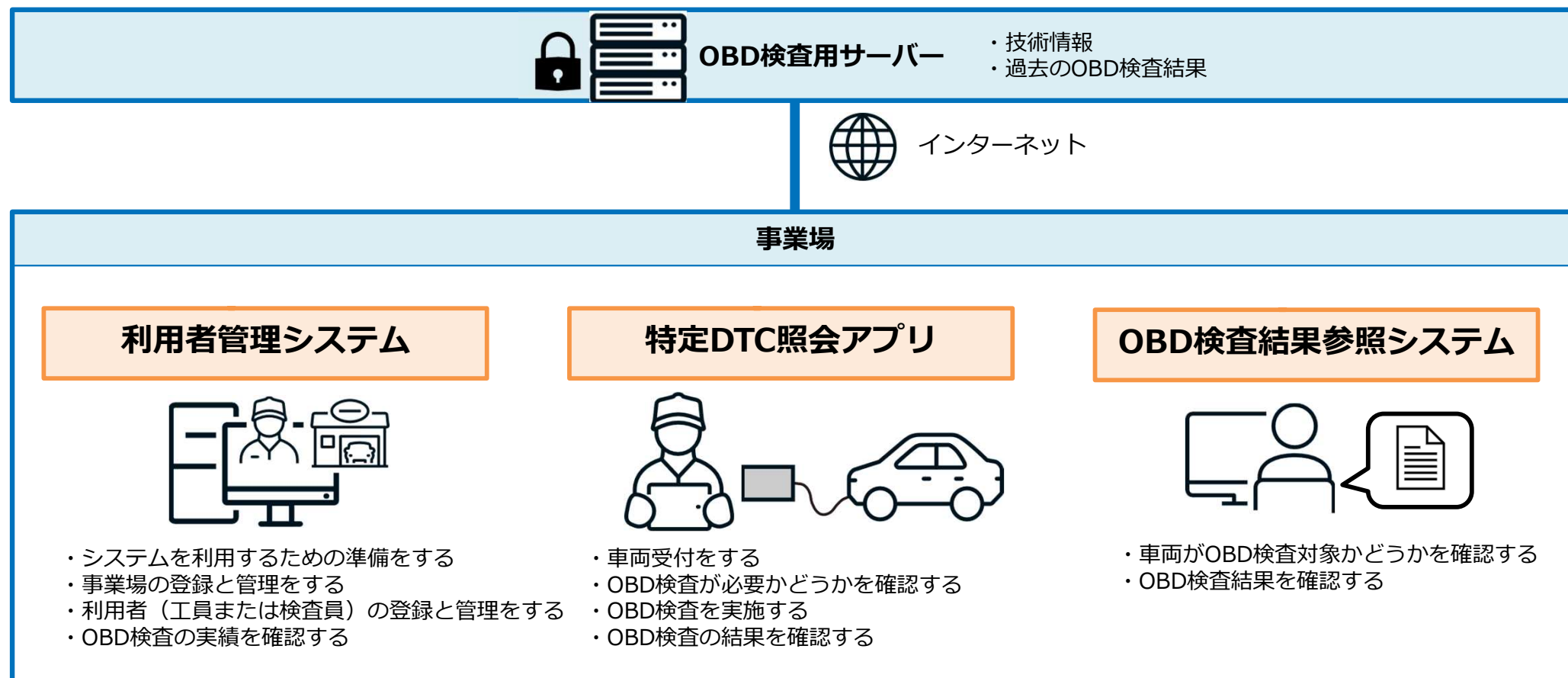
特定DTC照会アプリ

車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の合否を判定するためのアプリケーションです。

OBD検査結果参照システム

OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



5. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

			令和5年		令和6年		令和7年	
			4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場			登録					
	OBD 検査業務	国産車			プレ運用		本格運用	
		輸入車			プレ運用		本格運用	

令和5年4月～ ●-----●
利用者管理システム／OBD検査
結果参照システムに必要なもの

インターネット環境



PC



※1

Windows 10以上

令和5年10月～ ●-----●
特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット
環境



検査用スキャンツール※

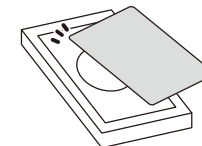


※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

二次元コードリーダ



ICタグリーダ



車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

6. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証

電子車検証

備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

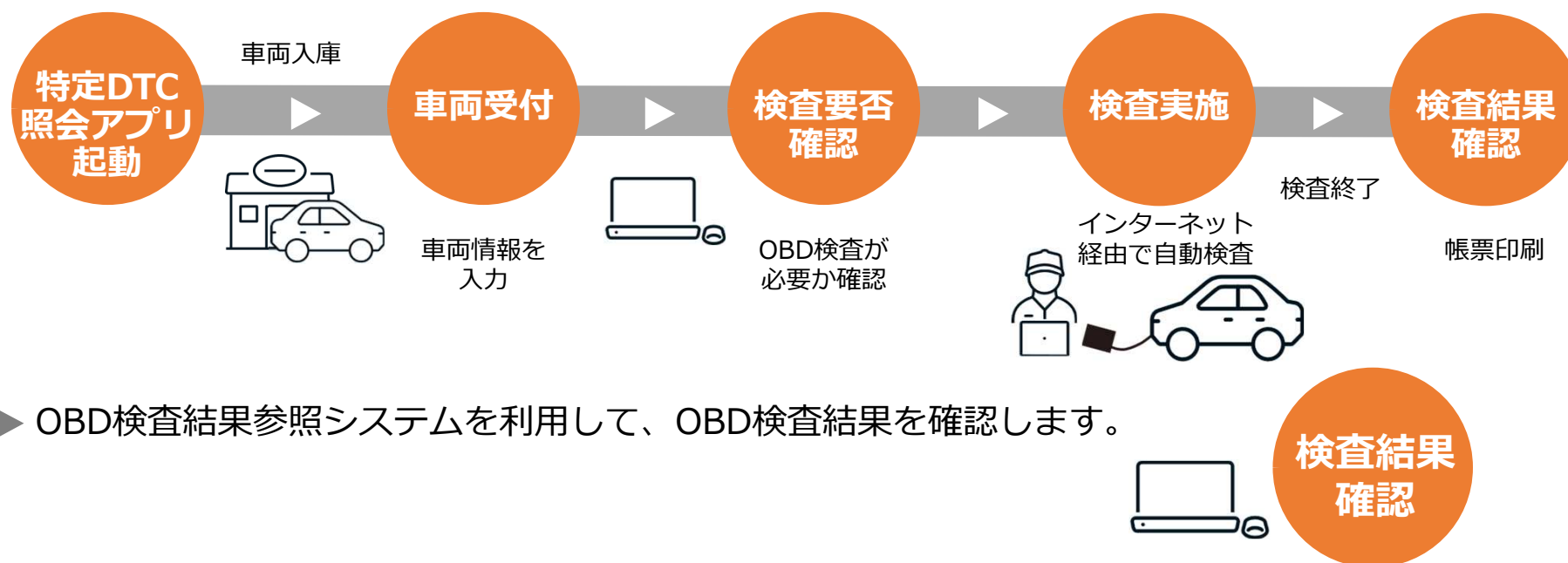
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

8. OBD検査の実施概要

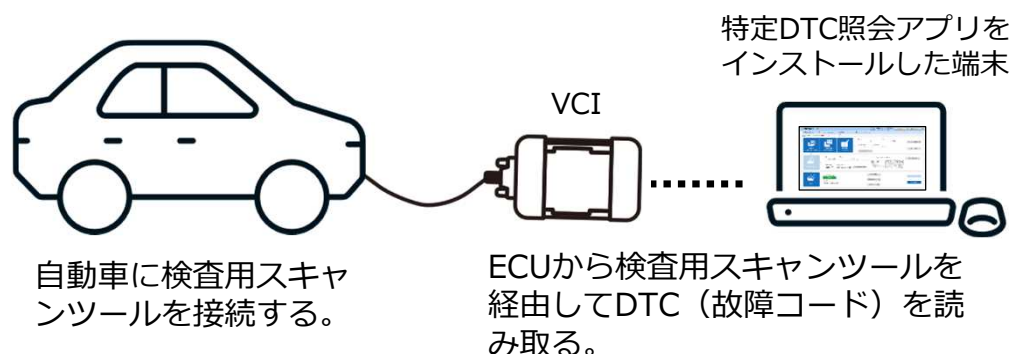
Point

DTC（故障コード）を読み取り、
サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。

車両

検査用スキャンツール



DTC（故障コード）を
OBD検査用サーバーに
送る。

OBD検査用サーバー



検査用スキャンツールで読み
取ったDTC（故障コード）をも
とに、合否を自動判定する。

特定DTC照会アプリ



検査員が特定DTC照会アプリで検査結果を確認する。

検査結果（合否）
が送られる。

9. ポータルの紹介

Point

OBID検査システムへのログインやOBID検査に関する情報の閲覧ができる

OBID検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBID検査ポータル」を設置しています。OBID検査ポータルでは、OBID検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

■ 最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト：



OBD検査準備会合：



■ お困りの時はこちらへ

OBD検査コールセンター： 0570-022-574

検査コースにおける OBD検査のプレ運用について



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

令和5年8月



車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)について

1. 車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)を令和6年10月から導入

自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会は、安全・安心な車社会の実現に向けて、自動車の安全性の確保及び環境の保全のために、自動車の基準適合性審査を行っています。

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省においては、平成31年3月の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、令和2年8月5日付けで道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)等の一部を改正し、令和3年10月以降の新型車を対象として、令和6年10月から、自動車の検査(車検)において衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始※することとしています。(※輸入車については、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始)

2. 令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れる期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようなようになるかイメージをつかんでいただけると幸いです。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について次ページからご説明します。

検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

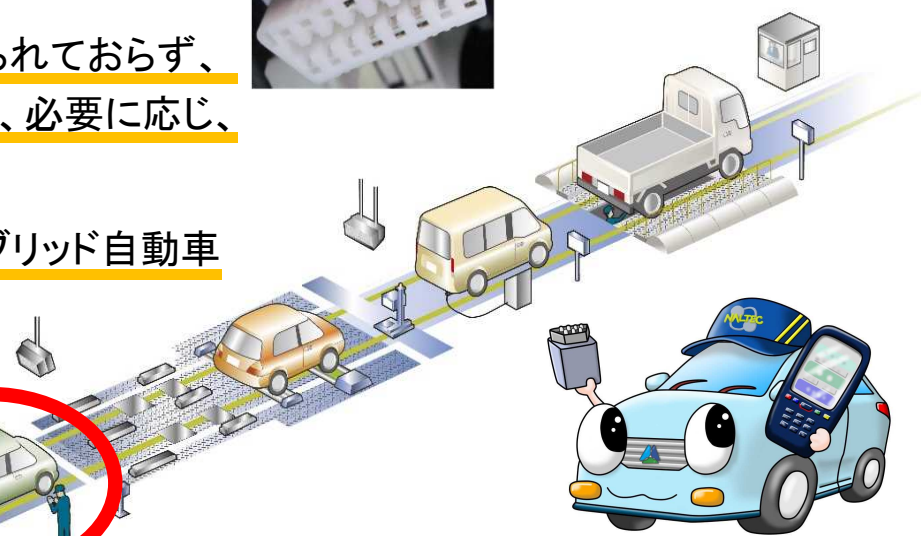
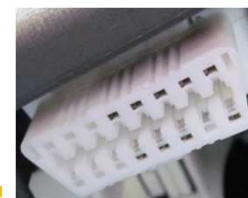
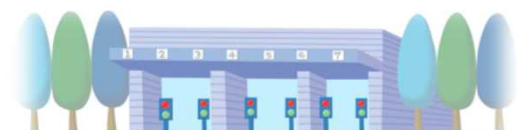
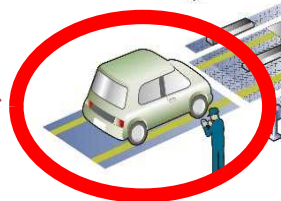
- ①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1: データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2: 運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。

注3: 検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

OBD検査は
検査コースの入口において実施します



受検者のみなさまへのお知らせとお願い①(プレ運用期間中)

■プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車(6ページ参照)については、可能な限り、OBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。

検査担当者による検査用スキャンツールの接続/取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけたと思います。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

■プレ運用期間中に受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

■プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

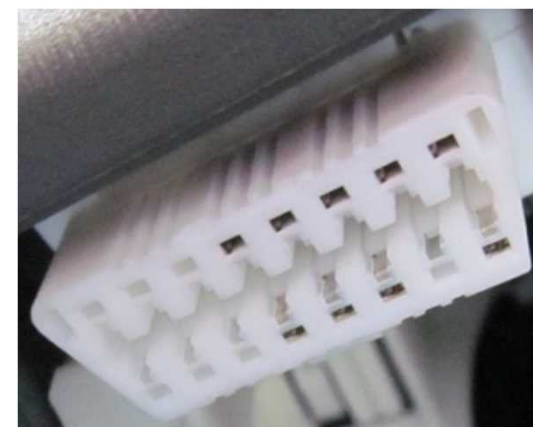
注1: プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の合否には影響しません。

なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2: OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。

受検者のみなさまへのお知らせとお願い②(プレ運用期間中)

- OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

[自動車特定整備事業者さま]

- 検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

【参考】OBD検査対象車とは？

■OBD検査対象車とは ⇒ 自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載あり

型式指定日がR3.10.1（輸入自動車はR4.10.1）以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置（UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（ABS）
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（ESC）
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置（EVSC）
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS）
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置（AVAS）
- ⑨自動運行装置

【参考】OBD検査の基準は？

■ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。)

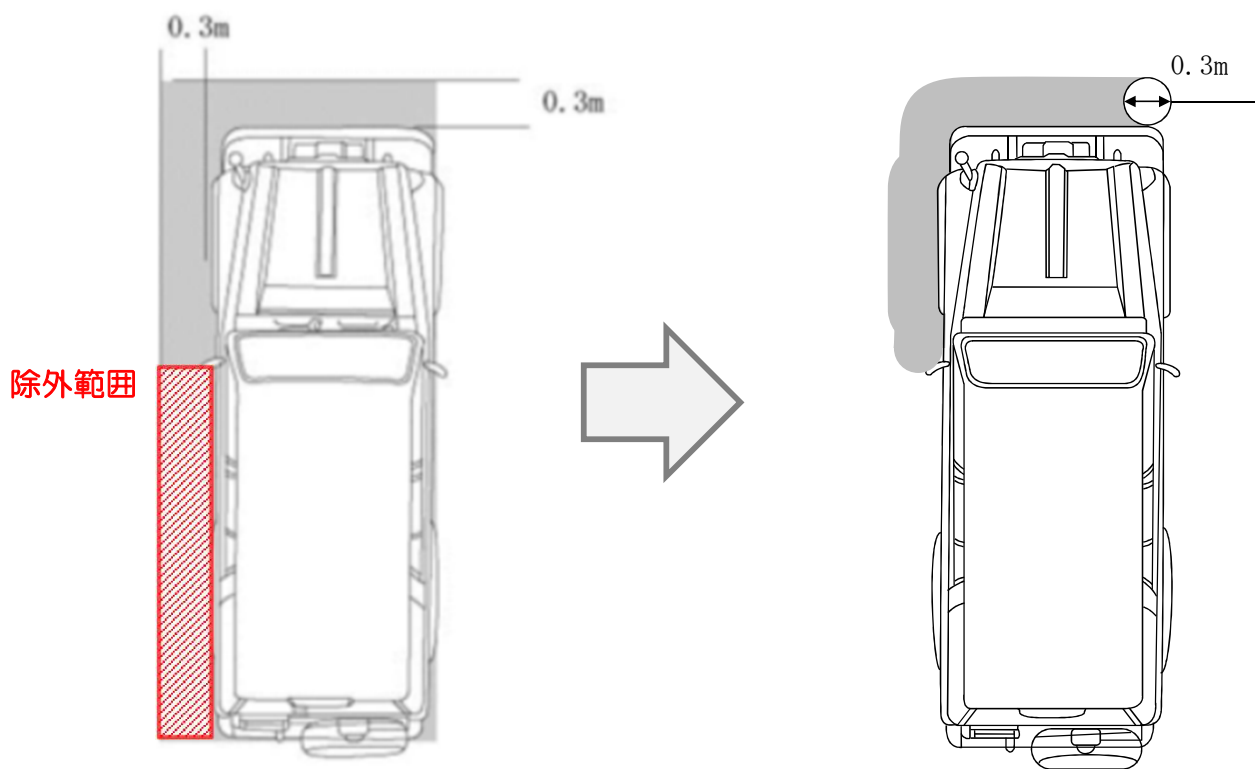
装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	・ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・ 警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・ 1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・ 当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・ 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・ 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります

令和5年9月1日から、乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車について、直前及び側方の視界にかかる基準が以下のとおり変更になります。

◆視認により確認する場合の範囲が変更

車室外に備えられた7-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。



◆検知装置（ソナー等）の使用が可能

検知装置を使用する場合は、UN R166に適合するものでなければなりません。

前照灯の補修方法に関する 不適切な補修の追加について

令和5年9月1日から、前照灯の補修方法に関して不適切なものが以下とおり明確化されたため、お知らせいたします。

【不適合となるものの例】

前照灯の光度や光軸を適合させるために、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープを貼付しているもの。

(例) 経年劣化によるレンズ面のくもりを除去するために、レンズ面に油脂類を塗布する。

【東北検査部の対応】

前照灯のレンズ面に対して塗布物が付着しているもの（乾燥等により固形化しているものを除く。）や粘着テープ類が貼付されているものについては、**受検者の皆様に取り除いていただくこととし、除去が完了するまで前照灯の審査を行いません。**

コース入場可能車両寸法

	全高	全幅	ホイールベース	軸重	⚠注意⚠
1 コース 2 コース 3 コース	3. 0 m	2. 1 m	※1 1. 8 m ~ 3. 2 m	2 t	①
4 コース 5 コース	3. 8 m	2. 5 m	※2	1 0 t	②

△注意△

① オートライト、衝突被害軽減ブレーキ等を解除することが困難な車両は**3コース**へ入場して下さい。

※1 ホイールベースが**3.2mを超える車両**は
4コースへ入場して下さい。
(ベンツVクラス、タンドラ、グランエース等)

ご不明な点がございましたら、検査官まで
お問い合わせ下さい。

△注意△

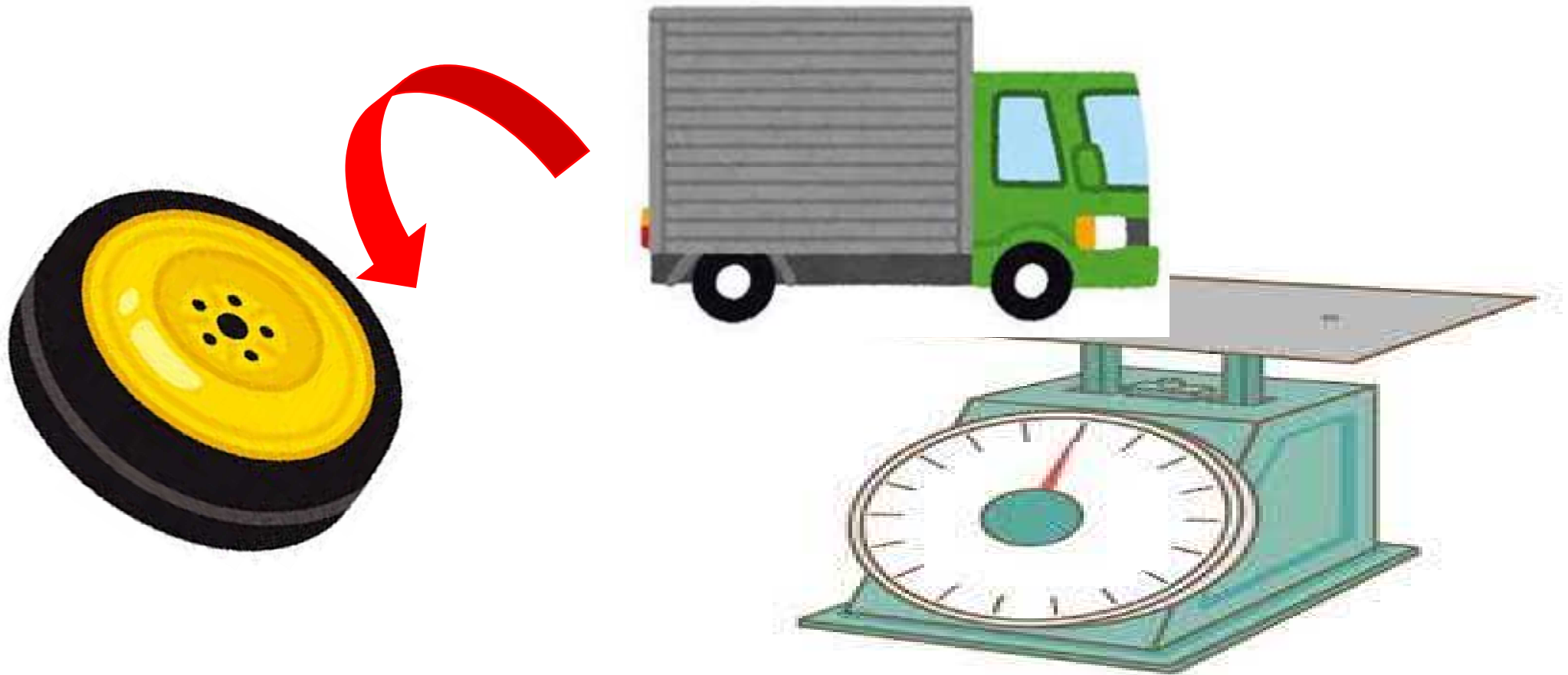
- ② フルタイム4WD車、トラクションコントロール解除ができない車両は1、2、3コースで受検して下さい。
(ホイールベースが**3.2mを超える車両を除く**)

車検場内に入場できない車両は事前に
検査官までお問い合わせ下さい。

- ※2** ホイールベースが**3.2mを超える車両**は
4コースへ入場して下さい。
当該コースでスピードメータ検査が実施できない
場合は**計測コース**で検査します。

ご不明な点がございましたら、検査官まで
お問い合わせ下さい。

重量測定時は
スペアタイヤを下ろして下さい



検査場を利用する皆様へ

下回りピット開口部への タイヤ脱輪注意



タイヤが乗り上がった場合、**前後移動せずに**
車両に乗ったままお待ち下さい。
検査官の指示に従って下さい。

車検手続きのデジタル化のお知らせ

令和5年1月1日より

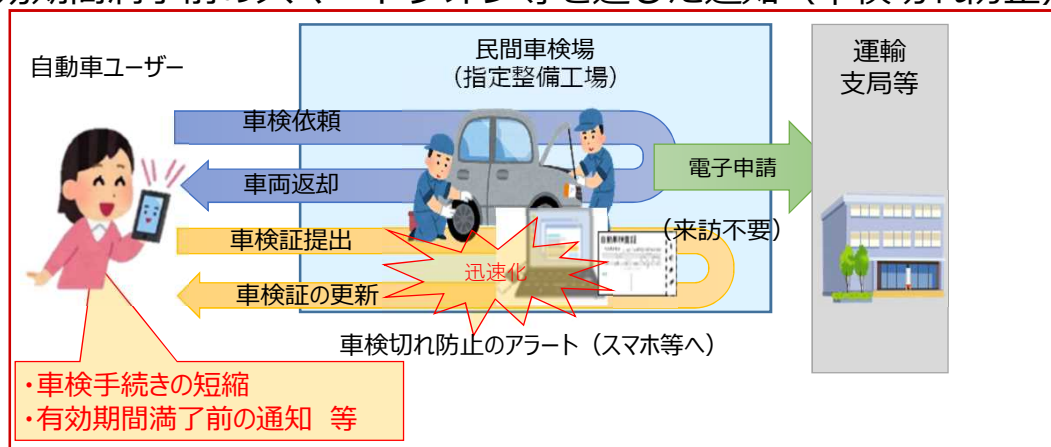
概要

- 令和5年1月以降、車検証電子化等の車検手続きのDX化を推進し、ユーザーの利便性を向上します。
- DX化の推進に伴い、令和5年1月1日より、自動車の検査の際に、国及び軽自動車検査協会に支払う法定手数料が変更されます。(手数料額：裏面)

<具体的な利便性向上策>

○自動車検査証の電子化

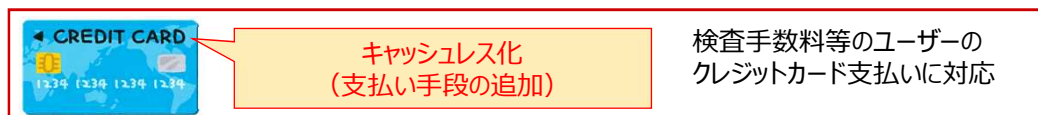
- 民間車検場における車検手続きの短縮
- 車検有効期間満了前のスマートフォン等を通じた通知（車検切れ防止）



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉令和6年1月1日

○キャッシュレス化

- 検査手数料や自動車重量税のクレジットカード納付



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉準備整い次第

○その他の利便性向上策

- スマートフォン等を通じた車検手続きの進捗状況の見える化
- 電子車検証を利用した申請書の自動入力化



開始時期：〈登録自動車・軽自動車〉準備整い次第

お問い合わせは、お近くの運輸支局等又は軽自動車検査協会まで

令和5年1月1日以降の手数料額 新旧表

新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
完成検査終了証の提出※								
	普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,500円	400円	1,900円	
	小型自動車	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,400円	(OSS) 1,300円		(OSS) 1,700円	
	小型自動車（二輪）	1,100円		1,100円	1,400円		1,400円	
	大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円	1,500円	1,500円		
		(OSS) 1,000円		(OSS) 1,000円	(OSS) 1,300円	(OSS) 1,300円		
	軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円	400円	1,900円	
					(OSS) 1,300円		(OSS) 1,700円	
持込検査								
	普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円	
	小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円	
	小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
	軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円	
保安基準適合証（限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む）の提出								
	普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,300円	400円	1,700円	
	小型自動車		—	1,100円		—	1,300円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車		400円	1,500円		400円	1,700円	
限定自動車検査証での持込検査								
	普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
	小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	

※新規検査のみ。

継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
持込検査								
	普通自動車	400円	1,800円	2,200円	500円	1,800円	2,300円	
	小型自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
	小型自動車（二輪）		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		1,400円	1,900円	
	軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,800円	400円	2,200円	
保安基準適合証の提出								
	普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
	小型自動車	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,400円	(OSS) 1,200円		(OSS) 1,600円	
	小型自動車（二輪）	1,100円		1,100円	1,200円		1,200円	
	大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円	1,400円	—	1,400円	
		(OSS) 1,000円	(OSS) 1,000円	(OSS) 1,200円	(OSS) 1,200円	(OSS) 1,200円		
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,400円	400円	1,800円	(OSS) 1,600円	
限定自動車検査証での持込検査								
	普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
	小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出								
	普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,200円	400円	1,600円	
	小型自動車		—	1,100円		—	1,200円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車		400円	1,500円		400円	1,600円	

構造等変更検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
	普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円
	小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円
	小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円
	軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円

その他		納付先・金額（現行）		納付先・金額（令和5年1月1日以降）	
手続きの種類		国/軽検協		国/軽検協	
自動車検査証再交付		300円		350円	

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

令和4年5月より
車検が通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月～	令和2年5月～		
アウディ		A3、A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3、DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ、レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレール、フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!、Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット、アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー、アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350、ピアノ	1車種	



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization



ISUZU



BMW



HONDA



MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属
部品が飛び散りバッグの中央部が
大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対象になっていないか確認できるツールです。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

**リコール作業は車検とは別にお受けいただけます
早急にご用命ください**

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー（五十音順）		お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社		0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/input
ジャガー・ ランドローバー・ ジャパン株式会社	【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
	【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】		0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU		0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社		0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社		0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車 株式会社	【トヨタ】	0800-700-7700	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
	【LEXUS】	0800-500-5577	https://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社		0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社		0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲン グループジャパン 株式会社	【フォルクスワーゲン】	0120-509-300	https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
	【アウディ】	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社		0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社		0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社		0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社		0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html



コピーしたOCRシートは、機械が読み取れません！

国土交通省のWEB上で公開しているOCR様式印刷サイトよりダウンロードするか、窓口にて配布しているものを使用してください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000028.html



国土交通省のウェブサイト「自動車」のページ。OCRシート等申請様式が紹介されている。リンク先は「OCRシート等申請様式」。

OCRシート等申請様式

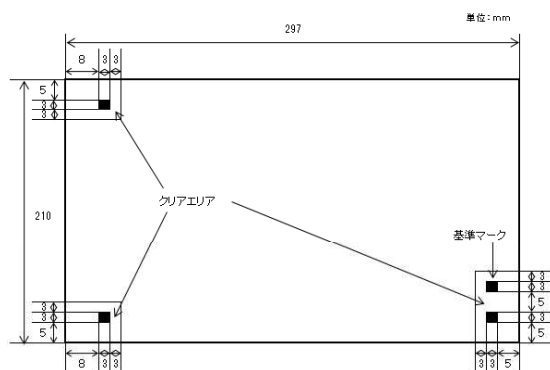
自動車の検査登録の申請手続きに使用するOCR申請書の様式は、平成29年1月より運輸支局や自動車検査登録事務所において配布しているほか、当ホームページに掲載している様式を印刷して申請に使用することができます。

OCR申請書は、電子機器を用いて読み取ります。正確な読み取りを行うために、印刷等をする際の注意点を掲載しておりますので、ご確認ください。ご協力をお願いします。

※ [OCR\(光学的文字読取装置\)に用いる申請書等の紙質、印刷等の基準\(平成28年12月28日付国自情第187号\)](#)

OCR申請書の印刷等に関する注意事項

OCR申請書の印刷等に関する注意事項



OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	読取結果
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	456
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカラーのため不要)	切り取った認識エリアのイメージで認識処理を行う
■黒枠OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 5	1??
	文字枠は黒枠のため、読取時は文字枠も読取る	黒枠除去プログラムの位置情報に従って黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で認識やリジェクトになる

- 印刷色
- 裏面への印字
- 印刷方法
- 申請書のコピー
- 印刷時の設定

様式の枠線や文字等の色は黒を使用してください。

OCRの読み取り※に影響が出るため、裏面への印字やペン等による記入は一切しないでください。オフセット印刷又はレーザープリントしたものであることが必要です。インクジェットプリンタでの印刷は、印刷特性によりOCRの読み取りに影響が出るためご遠慮ください。

OCR申請書は電子機器で読み取りを行うため、OCR申請書をコピーしたものは、印刷のズレやかすれが発生する恐れがあり、読み取りに支障がでるため、申請には使用できません。

必ず、プリンタから直接印刷したものを使用してください。また、窓口等で配布しているOCR申請書も同様にコピーしたものは使用できませんのでご注意ください。

PDF印刷時の設定画面において、必ず、「実際のサイズ」を選択して印刷してください。

電子保安基準適合証におけるOCR申請書の留意事項

13411

①業務種別

②手数料

③有効期間

④出項

⑤貼連

⑥例外

⑦制限解除

⑧IN/EX-PM

⑨電子適合証

⑩自動車登録番号

⑪車台番号

⑫定期点検

⑬受検形態

⑭装置名等コード

運輸

555

さ

1234

AB3

1234567

00

申請人

（使用者）

氏名又は名称

住所

受検者

氏名又は名称

住所

電子適合証で申請する場合は、し点を入れる。

電子適合証で申請する場合は、記入しない。

運輸支局長 殿

運輸監理部長

平成 年 月 日

納税証

保険証

重量税

手数料

申請書

記録簿

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>



国土交通省

次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ

お知らせ一覧へ >

【重要】	2022/03/23	【注意】Windows 11 等への対応について（利用環境）
【重要】	2021/11/16	【注意】Windows 11 への対応について
	2021/05/01	令和3年度税制改正対応のお知らせ
	2021/03/19	令和3年度税制改正対応時期について
【重要】	2020/08/12	9月16日（水）メンテナンス作業のお知らせ

■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

照会画面へ

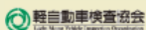
Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



QRコード

軽自動車はこちら

参考URL https://www.kei-nextmvtt.jp/kei_nextmvtt-web/



軽自動車検査協会

次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
「車台番号」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ

お知らせ一覧へ >

【重要】	2022/06/08	6月13日（月）メンテナンス作業のお知らせ
【重要】	2022/04/28	【注意】Windows 11 等への対応について（利用環境）
【重要】	2022/02/21	【注意】Windows 11 への対応について
【重要】	2021/04/01	令和3年度税制改正対応について
【重要】	2020/12/14	年末年始のサービス停止について

■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

照会画面へ

登録車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら
<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp>



QRコード